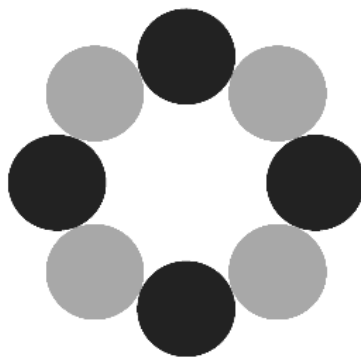


令和5年南砺市議会定例会
令和5年12月会議
議 案 書



南 砺 市

令和5年12月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	77号	令和5年度南砺市一般会計補正予算（第9号）	4
議案第	78号	令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	60
議案第	79号	令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 （第2号）	78
議案第	80号	令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第2号）	94
議案第	81号	令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）	110
議案第	82号	令和5年度南砺市病院事業会計補正予算（第2号）	126
議案第	83号	令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）	143
議案第	84号	令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）	153

条例関係

議案第	85号	南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について	163
議案第	86号	南砺市印鑑条例の一部改正について	165
議案第	87号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	167
議案第	88号	南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	200
議案第	89号	南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について	204
議案第	90号	南砺市たいらスキー場施設条例の一部改正について	207
議案第	91号	南砺市温泉施設条例の一部改正について	211

議案第 92号 南砺市井口体験交流センター条例の一部改正について…………… 214

その他

議案第 93号 南砺市デイサービスセンター（井口デイサービスセンター）の指定管理者
の指定について…………… 216

議案第 94号 南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」の指定管理者
の指定について…………… 217

議案第 95号 南砺市農林漁業体験実習館施設（南砺市たいらスキー場「ロッジ峰」）等
の指定管理者の指定について…………… 218

議案第 96号 南砺市福光会館の指定管理者の指定について…………… 219

議案第 97号 南砺市桂湖レクリエーション施設（広場緑地等利用施設 休憩所等）
の指定管理者の指定について…………… 220

議案第 98号 南砺市たいらスキー場施設（南砺市たいらスキー場クロスカントリー場）
の指定管理者の指定について…………… 221

議案第 99号 南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）の指定管理者の指定について 222

報告第 9号 専決処分の報告について…………… 223

議案第77号

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度南砺市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,144,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,001,974	88,201	3,090,175
	1 国庫負担金	1,418,929	12,997	1,431,926
	2 国庫補助金	1,575,215	75,204	1,650,419
17 県支出金		2,027,409	10,805	2,038,214
	2 県補助金	1,097,852	10,805	1,108,657
20 繰入金		3,078,688	23,840	3,102,528
	1 繰入金	3,078,688	23,840	3,102,528
21 繰越金		228,235	68,084	296,319
	1 繰越金	228,235	68,084	296,319
22 諸収入		1,056,312	2,390	1,058,702
	4 受託事業収入	115,508	479	115,987
	5 雑入	494,488	1,911	496,399
23 市債		2,642,400	9,200	2,651,600
	1 市債	2,642,400	9,200	2,651,600
歳入合計		34,942,143	202,520	35,144,663

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		220,659	△3,184	217,475
	1 議会費	220,659	△3,184	217,475
2 総務費		3,655,199	37,378	3,692,577
	1 総務管理費	3,187,469	51,781	3,239,250
	2 徴税費	269,328	△20,802	248,526
	3 戸籍住民基本台帳費	151,712	6,281	157,993
	6 監査委員費	21,150	118	21,268
3 民生費		9,153,328	53,401	9,206,729
	1 社会福祉費	5,903,377	13,728	5,917,105
	2 児童福祉費	3,244,951	39,673	3,284,624
4 衛生費		3,028,472	2,373	3,030,845
	1 保健衛生費	2,211,018	2,373	2,213,391
6 農林水産業費		1,638,725	7,370	1,646,095
	1 農業費	816,002	15,418	831,420
	2 農地費	264,486	△6,840	257,646
	3 林業費	557,468	△1,208	556,260
7 商工費		1,682,267	3,128	1,685,395
	1 商工費	1,682,267	3,128	1,685,395
8 土木費		4,520,286	△9,590	4,510,696
	1 土木管理費	179,346	△1,502	177,844

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	1,793,777	△8,088	1,785,689
10 教育費		3,993,997	92,154	4,086,151
	1 教育総務費	360,451	△2,493	357,958
	2 小学校費	1,090,460	47,609	1,138,069
	3 中学校費	580,229	15,837	596,066
	4 社会教育費	1,322,229	16,343	1,338,572
	5 保健体育費	640,628	14,858	655,486
11 災害復旧費		339,970	19,490	359,460
	2 土木施設災害復旧費	129,000	19,490	148,490
歳 出	合 計	34,942,143	202,520	35,144,663

第2表

繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3. 民生費	2. 児童福祉費	児童育成費	8,773
		放課後児童クラブ費	8,530
合 計			17,303

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和5年度 なんと議会だより印刷製本業務	令和6年度	千円 2,259
令和5年度 広報なんと印刷製本業務	令和6年度	9,490
令和5年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	令和6年度	11,400
令和5年度 I P電話システム保守管理業務委託	令和6年度	2,200
令和5年度 定期異動に伴う庁舎等電話機器・配線改修業務委託	令和6年度	1,100
令和5年度 庁舎日常清掃業務委託	令和6年度	5,800
令和5年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	令和6年度	1,600
令和5年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	令和6年度	2,400
令和5年度 市営バス運行業務委託通常運行分(城端、平、利賀、福野及び福光)	令和6年度	103,915
令和5年度 評価替え業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	21,933
令和5年度 戸籍クラウドネットワーク利用料	令和6年度から 令和10年度まで	5,156
令和5年度 戸籍クラウド利用料	令和6年度から 令和10年度まで	45,251
令和5年度 住基ネットシステム保守業務委託	令和6年度	4,616

事 項	期 間	限度額
令和5年度 コンビニ交付サービス 利用料	令和6年度	6,270
令和5年度 日本加除出版電子書籍 閲覧サービス使用料	令和6年度	291
令和5年度 地域包括支援センター 公用車リース	令和6年度から 令和13年度まで	2,680
令和5年度 地域包括支援センター システム賃貸借	令和6年度から 令和11年度まで	34,991
令和5年度 地域包括支援センター システム運用保守業務委託	令和6年度	1,838
令和5年度 地域包括支援センター システム法改正対応改修業務	令和6年度	550
令和5年度 認知症高齢者徘徊SO S緊急ダイヤル設置事業業務委託	令和6年度	1,320
令和5年度 認知症高齢者等おでか けあんしん損害保険	令和6年度	156
令和5年度 緊急通報体制整備事業 業務委託	令和6年度	2,477
令和5年度 緊急通報装置監視業務 委託	令和6年度	528
令和5年度 徘徊探知機支援事業業 務委託	令和6年度	39
令和5年度 上平高齢者コミュニ ティセンター「ことぶき館」指定管 理料	令和6年度から 令和8年度まで	1,737
令和5年度 特別養護老人ホームき らら改修工事元金償還補助金	令和6年度から 令和17年度まで	429,500
令和5年度 くろば温泉指定管理料	令和6年度から 令和8年度まで	95,976
令和5年度 旅川福祉交流館エレ ベーター保守点検業務委託	令和6年度	330

事 項	期 間	限度額
令和5年度 地域包括ケアセンター 屋内清掃業務委託	令和6年度	589
令和5年度 地域包括ケアセンター 定期清掃業務委託	令和6年度	1,988
令和5年度 地域包括ケアセンター 機械警備業務委託	令和6年度	132
令和5年度 地域包括ケアセンター 消防用設備保守点検業務委託	令和6年度	407
令和5年度 地域包括ケアセンター 自動扉保守点検業務委託	令和6年度	132
令和5年度 地域包括ケアセンター 空調保守点検業務委託	令和6年度	900
令和5年度 予防接種業務委託	令和6年度	154,015
令和5年度 胸部レントゲン撮影・ 読影業務委託	令和6年度	12,069
令和5年度 集団がん検診等業務委託	令和6年度	24,208
令和5年度 新40歳人間ドック業 務委託	令和6年度	811
令和5年度 人間ドック業務委託	令和6年度	11,729
令和5年度 妊婦歯科健診業務委託	令和6年度	363
令和5年度 妊娠出産包括支援業務 委託	令和6年度	778
令和5年度 母子健康診査業務委託	令和6年度	29,009
令和5年度 土地改良区施行事業補 助金	令和6年度	7,520

事 項	期 間	限度額
令和5年度 散居景観保全事業補助金	令和6年度	7,257
令和5年度 桂湖レクリエーション施設指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	61,860
令和5年度 たいらスキー場指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	150,340
令和5年度 福光会館指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	85,040
令和5年度 外国語指導助手業務委託	令和6年度	21,763
令和5年度 南砺市立小中学校校務支援システムクラウドサービス利用料	令和6年度から 令和10年度まで	72,930
令和5年度 南砺市立小中学校エレベーター施設点検業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	15,001
令和5年度 南砺市立小中学校機械警備業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	5,874
令和5年度 南砺市立小中学校複合機賃貸借	令和6年度から 令和10年度まで	62,954
令和5年度 城端小学校給食調理等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	48,365
令和5年度 福野小学校スティールドラム購入	令和6年度	1,430
令和5年度 スクールバス運行業務委託	令和6年度	48,346
令和5年度 南砺市文化芸術アーカイブズホームページ保守業務委託	令和6年度	407
令和5年度 福光美術館定期清掃業務委託	令和6年度	1,863
令和5年度 たいらスキー場クロスカントリー場指定管理料	令和6年度から 令和10年度まで	25,530

事 項	期 間	限度額
令和5年度 5災223号砂子谷地区急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事	令和6年度	177,300
令和5年度 5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事	令和6年度	178,300

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
緊急浚渫推進事業債	1,300	2,900	4,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
道路河川災害債 復旧債	16,600	6,300	22,900			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	3,001,974	88,201	3,090,175
17 県支出金	2,027,409	10,805	2,038,214
20 繰入金	3,078,688	23,840	3,102,528
21 繰越金	228,235	68,084	296,319
22 諸収入	1,056,312	2,390	1,058,702
23 市債	2,642,400	9,200	2,651,600
歳入合計	34,942,143	202,520	35,144,663

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	220,659	△3,184	217,475				△3,184
2 総務費	3,655,199	37,378	3,692,577	72,999		22,907	△58,528
3 民生費	9,153,328	53,401	9,206,729	5,302		2,844	45,255
4 衛生費	3,028,472	2,373	3,030,845			479	1,894
6 農林水産業費	1,638,725	7,370	1,646,095	7,708			△338
7 商工費	1,682,267	3,128	1,685,395				3,128
8 土木費	4,520,286	△9,590	4,510,696		2,900		△12,490
10 教育費	3,993,997	92,154	4,086,151				92,154
11 災害復旧費	339,970	19,490	359,460	12,997	6,300		193
歳 出 合 計	34,942,143	202,520	35,144,663	99,006	9,200	26,230	68,084

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 災害復旧費国庫負担金	33,350	12,997	46,347	1 土木施設災害復旧費負担金	12,997	道路河川災害復旧負担金[66.7/100] 12,997
計	1,418,929	12,997	1,431,926			

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	494,913	74,829	569,742	1 総務管理費補助金	62,163	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[定額] 62,163
				2 戸籍住民基本台帳費補助金	12,666	社会保障・税番号制度システム整備費補助金[10/10] 12,666
2 民生費国庫補助金	151,595	375	151,970	1 社会福祉費補助金	165	地域生活支援事業補助金[1/2] 165
				2 児童福祉費補助金	210	母子家庭等対策総合支援事業費補助金[3/4] 210
計	1,575,215	75,204	1,650,419			

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

2 民生費県補助金	276,583	3,097	279,680	2 児童福祉費補助金	3,097	富山県安心こども基金推進事業補助金[国9/10] 3,097
4 農林水産業費県補助金	609,429	7,708	617,137	1 農業費補助金	7,708	農地集積・集約化対策事業補助金(機構集積協力金)[国10/10] 7,708

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,097,852	10,805	1,108,657			

第 20 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 基金繰入金	3,078,688	23,840	3,102,528	33 新型コロナウイルス感 染症対策基金繰入金	23,840	新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	23,840
計	3,078,688	23,840	3,102,528				

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	228,235	68,084	296,319	1 前年度繰越金	68,084	前年度繰越金	68,084
計	228,235	68,084	296,319				

第 22 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

3 衛生費受託事業収入	13,942	479	14,421	6 保健事業・介護予防一 体の事業受託事業収入	479	保健事業・介護予防一体の事業受託事業収入	479
計	115,508	479	115,987				

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	494,488	1,911	496,399	4 民生費雑入	1,911	社会福祉費雑入 1,375 地域支援事業雑入 339 予防給付費雑入 197
計	494,488	1,911	496,399			

第 23 款 市債

第 1 項 市債

9 災害復旧債	38,100	6,300	44,400	1 災害復旧事業債（補助）	6,300	道路河川災害復旧債 6,300
20 緊急浚渫推進事業債	1,300	2,900	4,200	1 緊急浚渫推進事業債	2,900	緊急浚渫推進事業債（河川） 2,900
計	2,642,400	9,200	2,651,600			

3. 歳出

第 1 款 議会費

第 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	220,659	△3,184	217,475	2	△1,966	1	42				42	補正前額 / 補正額 / 補正後額 141,599 / 42 / 141,641 議員期末手当 42
				給料		議員報酬						
				3	△798	2	△3,226				△3,226	補正前額 / 補正額 / 補正後額 49,859 / △3,226 / 46,633
				職員手当等		給与費（議会 費）						
4	△422											
共済費												
18	2											
負担金補助及び 交付金												
						計	△3,184				△3,184	
計	220,659	△3,184	217,475				△3,184				△3,184	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

1 一般管理費	969,309	56,131	1,025,440	2	△19,202	1	△27,109				△27,109	補正前額 / 補正額 / 補正後額 916,807 / △27,109 / 889,698
				給料		給与費（一般 管理費）						
				3	1,182	3	83,240	(国)	60,333	(繰入)	22,907	補正前額 / 補正額 / 補正後額 10,862 / 83,240 / 94,102 指定管理者電気料金上昇負担軽減支援 事業補助金 83,240
				職員手当等		行政改革推進 費						
4	△3,599											
共済費												
18	77,750											
負担金補助及び 交付金												
						計	56,131	60,333		22,907	△27,109	

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
2 人事管理費	50,681	2,184	52,865	4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	1,558 626	1 人事管理費	2,184				2,184	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,681 / 2,184 / 52,865 会計年度任用職員社会保険料 1,558 地方公務員災害補償基金負担金 626		
6 財産管理費	243,711	5,969	249,680	1 報酬	128	1 財産管理費	5,844				5,844	補正前額 / 補正額 / 補正後額 210,994 / 5,844 / 216,838 会計年度任用職員報酬 128 維持管理費 5,716		
				2 給料	125									
				10 需用費	5,716	2 市有車管理費	125						125	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,534 / 125 / 31,659 会計年度任用職員給料 125
						計	5,969						5,969	
7 企画費	132,307	8,483	140,790	10 需用費 12 委託料 14 工事請負費	1,869 1,719 4,895	11 旧福光高校活 用費	8,483				8,483	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 8,483 / 8,483 維持管理費 100 漏水等修繕料 1,769 清掃等業務委託料 1,719 火災報知設備移設等工事 2,255 通信設備改修工事 2,640		
12 生活安全対策費	19,011	154	19,165	18 負担金補助及び 交付金	154	1 防犯対策費	154				154	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,291 / 154 / 8,445 住宅街等防犯設備設置事業補助金 154		
13 公共交通費	315,257	416	315,673	7 報償費	74	1 公共交通費	416				416	補正前額 / 補正額 / 補正後額 61,938 / 416 / 62,354		

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(13 公共交通 費)				8 旅費	30						総合交通計画等検討委員会 ・ 委員謝礼 74	
				10 需用費	4						・ 委員旅費 30	
				18 負担金補助及び 交付金	308						・ 事務費 4 南砺金沢線「井口バス停」新設負担金 308	
28 地域振興費	317,634	△21,556	296,078	2 給料	△12,685	5 給与費（市民 センター費）	△21,556				△21,556	補正前額 / 補正額 / 補正後額 306,864 / △21,556 / 285,308
				3 職員手当等	△4,497							
				4 共済費	△2,949							
				18 負担金補助及び 交付金	△1,425							
計	3,187,469	51,781	3,239,250				51,781	60,333		22,907	△31,459	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

1 税務総務費	160,129	△20,802	139,327	2 給料	△11,351	2 給与費（税務 総務費）	△20,802				△20,802	補正前額 / 補正額 / 補正後額 153,836 / △20,802 / 133,034
				3 職員手当等	△5,295							

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(1 税務総務費)				4 共済費	△3,214							
				18 負担金補助及び 交付金	△942							
計	269,328	△20,802	248,526				△20,802				△20,802	

第 2 款 総務費

第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	151,712	6,281	157,993	2 給料	777	1 給与費（戸籍住民基本台帳費）	1,887				1,887	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,840 / 1,887 / 52,727
				3 職員手当等	842							
				4 共済費	151	2 戸籍住民基本台帳費	4,394	(国)	12,666		△8,272	補正前額 / 補正額 / 補正後額 100,872 / 4,394 / 105,266
				12 委託料	4,394							戸籍情報システム改修業務委託料 △814
				18 負担金補助及び 交付金	117							戸籍附票システム改修業務委託料 △275
												コンビニ交付システム改修業務委託料 2,156
												住基システム改修業務委託料 3,327
						計	6,281		12,666		△6,385	
計	151,712	6,281	157,993				6,281		12,666		△6,385	

第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 監査委員費	21,150	118	21,268	2 給料	28	1 給与費（監査委員費）	118				118 補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,528 / 118 / 19,646	
				3 職員手当等	104							
				4 共済費	△18							
				18 負担金補助及び交付金	4							
計	21,150	118	21,268				118				118	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,212,523	△23,083	1,189,440	2 給料	△11,979	1 給与費（社会福祉総務費）	△18,749				△18,749	補正前額 / 補正額 / 補正後額 256,602 / △18,749 / 237,853
				3 職員手当等	△2,189	3 社会福祉推進費	1,500				1,500	補正前額 / 補正額 / 補正後額 157,592 / 1,500 / 159,092 令和5年7月豪雨災害 ・被災者生活再建支援金 1,500
				4 共済費	△3,021							
				10 需用費	1,302	4 社会福祉施設運営費	1,320				1,320	補正前額 / 補正額 / 補正後額 127,767 / 1,320 / 129,087 くろば温泉循環ポンプ修繕工事 1,320
				12 委託料	73							

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 社会福祉 総務費)				14	1,320	5	1,479				1,479	補正前額 / 補正額 / 補正後額 327,729 / 1,479 / 329,208 繰出金 1,479
				18		国民健康保険 事業特別会計 繰出金						
				負担金補助及び 交付金	△60	6	△11,163				△11,163	補正前額 / 補正額 / 補正後額 191,000 / △11,163 / 179,837 繰出金 △11,163
				22	国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金							
				27	繰出金	△9,684	11	1,155				1,155
	生活困窮者自 立支援費											
				16	1,375					(諸収) 1,375	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,644 / 1,375 / 10,019 維持管理費 1,302 自家用電気工作物保守管理業務委託料 73	
				医療センター 運営費（診療 所以外）								
				計			△23,083			1,375	△24,458	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 生活保護費	79,095	28,663	107,758	22 償還金利子及び 割引料	28,663	1 生活保護更生 指導費	8				8	補正前額 / 補正額 / 補正後額 22,595 / 8 / 22,603 令和4年度生活保護適正化等事業補助 金返還金 8
						2 生活保護扶助 費	28,655				28,655	補正前額 / 補正額 / 補正後額 56,320 / 28,655 / 84,975 令和4年度生活扶助費等国庫負担金返 還金 3,750 令和4年度医療扶助費等国庫負担金返 還金 24,128 令和4年度介護扶助費等国庫負担金返 還金 777
						計	28,663				28,663	
4 老人福祉費	1,692,981	△5,481	1,687,500	1 報酬	142	1 高齢者福祉推 進費（単独）	1,076			(繰入) 933	143	補正前額 / 補正額 / 補正後額 76,503 / 1,076 / 77,579 会計年度任用職員給料 143 新型コロナウイルス感染症介護サービ ス事業所等サービス継続支援事業補助 金 933
				2 給料	537							
				10 需用費	401							
				13 使用料及び賃借 料	544	5 高齢者施設運 営費	2,376				2,376	補正前額 / 補正額 / 補正後額 208,344 / 2,376 / 210,720 福野高齢者共同作業センター外壁修繕 工事 1,826 福野シルバーワークプラザ外部鉄骨修
				14 工事請負費	2,376							

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
(4 老人福祉費)				18							繕工事	550		
				負担金補助及び 交付金	933	6			(諸収)		補正前額 / 補正額 / 補正後額			
				22		介護予防事業 費	197		197		79,602 / 197 / 79,799			
				償還金利子及び 割引料	3,706	7					96	補正前額 / 補正額 / 補正後額		
				27		包括的支援事 業費	96				60,768 / 96 / 60,864	令和4年度地域支援事業交付金返還金	96	
				繰出金	△14,120	8			(諸収)		3,610	補正前額 / 補正額 / 補正後額		
						在宅介護支援 事業費	3,752		142		38,757 / 3,752 / 42,509	会計年度任用職員報酬	142	
												令和4年度地域支援事業交付金返還金	3,610	
							9			(諸収)		補正前額 / 補正額 / 補正後額		
						予防給付事業 費	197		197		16,252 / 197 / 16,449	会計年度任用職員給料	197	
						10				945	補正前額 / 補正額 / 補正後額			
						地域包括ケア センター管理 費	945				15,530 / 945 / 16,475	維持管理費	401	
											コピー機使用料	544		
						16					補正前額 / 補正額 / 補正後額			
						介護事業特別 会計繰出金	△14,120				△14,120	110,997 / △14,120 / 96,877	繰出金	△14,120
						計	△5,481			1,469	△6,950			

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 心身障害者福祉 費	1,734,860	13,629	1,748,489	12 委託料	330	3 自立支援給付 事業費	13,629	(国) 165			13,464	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,284,134 / 13,629 / 1,297,763 障害者管理システム改修業務委託料 330 令和4年度障害者自立支援給付費国庫 負担金返還金 8,164 令和4年度障害児入所給付費等国庫負 担金返還金 799 令和4年度障害者医療費国庫負担金返 還金 2,890 令和4年度障害者医療費(療養介護) 県費負担金返還金 1,118 令和4年度障害者医療費(更生)県費 負担金返還金 63 令和4年度障害者医療費(育成)県費 負担金返還金 265
計	5,903,377	13,728	5,917,105				13,728	165		2,844	10,719	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	391,510	30,235	421,745	1 報酬	233	1 給与費(児童 福祉総務費)	8,890				8,890	補正前額 / 補正額 / 補正後額 110,641 / 8,890 / 119,531
				2 給料	3,580	2		(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 児童福祉 総務費)				3 職員手当等	3,597	児童育成費	12,936	3,097			9,839	91,033 / 12,936 / 103,969 会計年度任用職員 ・報酬 189 ・職員手当 42 ・社会保険料 7 第3期子ども・子育て支援事業計画策 定支援業務委託料 6,155 こども家庭センター設置環境整備 ・ネットワーク増設業務委託料 585 ・カウンター増設業務委託料 726 ・テーブル等購入 4,947 令和4年度児童虐待・DV対策等総合 支援事業費国庫補助金返還金 285
				4 共済費	1,141							
				12 委託料	7,466							
				17 備品購入費	4,947							
				18 負担金補助及び 交付金	636							
			22 償還金利子及び 割引料	8,635								
				8 児童発達支援 費			59				59	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,606 / 59 / 3,665 会計年度任用職員 ・報酬 44 ・職員手当 13 ・社会保険料 2
				10 子育て世帯へ の臨時特別給 付金給付費			8,350				8,350	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 8,350 / 8,350 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援 事業費国庫補助金返還金 8,350
				計			30,235	3,097			27,138	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
2 児童措置費	657,816	280	658,096	18 負担金補助及び 交付金	280	3 母子家庭等就 業自立支援費	280	(国) 210			70	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 280 / 280 高等職業訓練促進給付金 280			
3 児童館費	94,236	10,171	104,407	1 報酬	42	1 児童センター ・児童館管理 運営費	57				57	補正前額 / 補正額 / 補正後額 38,297 / 57 / 38,354 会計年度任用職員 ・報酬 42 ・職員手当 13 ・社会保険料 2			
				3 職員手当等	13										
				4 共済費	2										
				10 需用費	100	2 放課後児童ク ラブ費	10,114			10,114			10,114	補正前額 / 補正額 / 補正後額 55,939 / 10,114 / 66,053 放課後児童クラブ運営処遇改善業務委 託料 1,584 福光南部っ子クラブ室改修事業 ・事務費 100 ・設計業務委託料 770 ・監理業務委託料 330 ・改修工事 6,600 ・テーブル等購入 730	
				12 委託料	2,684										
				14 工事請負費	6,600										
				17 備品購入費	730										
				計	10,171		10,171				10,171				
4 子育て支援セン ター費	43,567	2,237	45,804	2 給料	866	1 給与費（子育 て支援センタ ー費）	2,237				2,237	補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,355 / 2,237 / 26,592			
				3 職員手当等	836										

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(4 子育て支援センター費)				4 共済費	405							
				18 負担金補助及び 交付金	130							
5 保育実施費	2,007,838	△3,250	2,004,588	2 給料	△19,602	1 給与費（保育 実施費）	△42,011				△42,011	補正前額 / 補正額 / 補正後額 832,503 / △42,011 / 790,492
				3 職員手当等	△11,664	2 保育園費	22,227				22,227	補正前額 / 補正額 / 補正後額 828,162 / 22,227 / 850,389 維持管理費 22,227
				4 共済費	△9,120	7 私立保育園育 成費	1,830	(国) 1,830				補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,111 / 1,830 / 25,941 民間保育施設等光熱費等高騰対策支援 事業補助金 1,830
				10 需用費	22,227	9 施設型給付等 支援費	14,704				14,704	補正前額 / 補正額 / 補正後額 321,857 / 14,704 / 336,561 施設型給付費 14,704
				18 負担金補助及び 交付金	205	計	△3,250	1,830			△5,080	
				19 扶助費	14,704							
計	3,244,951	39,673	3,284,624				39,673	5,137			34,536	

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明							
				区 分	金額			特定財源				一般財源						
								国県支出金	地方債	その他								
1 保健衛生総務費	1,406,640	1,959	1,408,599	2	266	1	1,634				1,634	補正前額 / 補正額 / 補正後額 173,912 / 1,634 / 175,546						
				3		3							325	325	補正前額 / 補正額 / 補正後額 1,197,856 / 325 / 1,198,181			
				4		3										病院事業会計 繰出金	繰出金	325
				共済費		△443												
				18		393												
計	1,959	1,959																
5 健康増進対策費	91,050	414	91,464	1	728	1	△65			△65	補正前額 / 補正額 / 補正後額 84,588 / △65 / 84,523							
				2		2						保健事業・介 護予防一体的 事業費	479	(諸収) 479	補正前額 / 補正額 / 補正後額 13,942 / 479 / 14,421			
				給料	59	会計年度任用職員報酬 がん検診事務補助業務委託料	△415											
				3	20													
				4	6													
				共済費	6													
8	16	旅費	16	社会保険料	6													
12	△415					費用弁償	16											
委託料	△415	計	414	479	△65													
計	2,211,018	2,373	2,213,391				2,373			479	1,894							

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	95,630	1,029	96,659	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	635 △268 567 95	1 給与費（農業 総務費）	1,029				1,029	補正前額 / 補正額 / 補正後額 95,297 / 1,029 / 96,326
2 農業委員会費	26,066	4,781	30,847	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	111 2,560 1,031 722 357	3 給与費（農業 委員会費） 5 機構集積支援 事業費	4,670 111				4,670 111	補正前額 / 補正額 / 補正後額 18,497 / 4,670 / 23,167 補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,233 / 111 / 3,344 会計年度任用職員報酬 111
						計	4,781				4,781	
3 農業振興費	667,112	9,608	676,720	18 負担金補助及び 交付金	9,608	5 米総合対策推 進費	7,708	(県) 7,708				補正前額 / 補正額 / 補正後額 44,264 / 7,708 / 51,972 機構集積協力金 7,708

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(3 農業振興費)						6 水田農業経営 体活性化対策 費	1,000				1,000	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,649 / 1,000 / 18,649 「富富富」生産拡大乾燥調製施設整備 支援事業負担金 1,000
						16 特産物振興対 策費	900				900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,231 / 900 / 20,131 園芸作物生産拡大支援事業補助金 900
						計	9,608	7,708			1,900	
計	816,002	15,418	831,420				15,418	7,708			7,710	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1 農地総務費	258,155	△6,840	251,315	2 給料	△3,232	1 給与費（農地 総務費）	△6,840				△6,840	補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,859 / △6,840 / 17,019
				3 職員手当等	△2,107							
				4 共済費	△1,016							
				18 負担金補助及び 交付金	△485							
計	264,486	△6,840	257,646				△6,840				△6,840	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	64,080	△1,208	62,872	2 給料	△145	1 給与費（林業 総務費）	△1,208				△1,208 補正前額 / 補正額 / 補正後額 64,080 / △1,208 / 62,872	
			3 職員手当等	△730								
			4 共済費	△311								
			18 負担金補助及び 交付金	△22								
計	557,468	△1,208	556,260				△1,208				△1,208	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

1 商工総務費	121,538	2,708	124,246	2 給料	872	1 給与費（商工 総務費）	2,708				2,708 補正前額 / 補正額 / 補正後額 121,538 / 2,708 / 124,246
			3 職員手当等	1,012							
			4 共済費	542							
			18 負担金補助及び 交付金	282							
5 商工観光施設維持費	690,857	420	691,277	10 需用費	420	1 商工施設維持費	420			420	補正前額 / 補正額 / 補正後額 75,327 / 420 / 75,747 維持管理費 420

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
計	1,682,267	3,128	1,685,395				3,128				3,128	

第 8 款 土木費

第 1 項 土木管理費

1 土木総務費	179,346	△1,502	177,844	2 給料	△1,645	1 給与費（土木 総務費）	△1,502					△1,502	補正前額 / 補正額 / 補正後額 157,980 / △1,502 / 156,478
				3 職員手当等	414								
				4 共済費	△24								
				18 負担金補助及び 交付金	△247								
計	179,346	△1,502	177,844				△1,502					△1,502	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

2 道路改良費	817,911	0	817,911	12 委託料	△5,000	1 道路新設改良 費（補助）	0						補正前額 / 補正額 / 補正後額 497,630 / 0 / 497,630
				14 工事請負費	50,000								節組替
				16 公有財産購入費	△15,000								

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(2 道路改良費)				21 補償補てん及び 賠償金	△30,000							
計	2,319,827	0	2,319,827				0					

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

1 河川総務費	137,926	0	137,926	12 委託料 14 工事請負費	2,500 △2,500	1 河川管理費	0	(地) 2,900			△2,900	補正前額 / 補正額 / 補正後額 130,404 / 0 / 130,404 財源振替及び節組替
計	138,663	0	138,663				0	2,900			△2,900	

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

1 都市計画総務費	99,085	△8,088	90,997	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	△4,312 △1,802 △1,327 △647	1 給与費（都市 計画総務費）	△8,088				△8,088	補正前額 / 補正額 / 補正後額 63,417 / △8,088 / 55,329
--------------	--------	--------	--------	---	------------------------------------	-----------------------	--------	--	--	--	--------	---

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画街路費	232,906	0	232,906	12 委託料	△483	1 都市計画街路 費	0				補正前額 / 補正額 / 補正後額 169,866 / 0 / 169,866 節組替	
			14 工事請負費	2,844								
			21 補償補てん及び 賠償金	△2,361								
計	1,793,777	△8,088	1,785,689				△8,088			△8,088		

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

2 事務局費	281,613	△3,837	277,776	2 給料	△3,716	1 給与費（事務 局費）	△6,792				△6,792	補正前額 / 補正額 / 補正後額 138,358 / △6,792 / 131,566
				3 職員手当等	△1,538	2 事務局運営費	2,955				2,955	補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,072 / 2,955 / 12,027 平・上平地域義務教育学校設置協議会 運営事業 ・委員謝礼 55 ・委員旅費 5 ・会場使用料 4 利賀小学校・利賀中学校閉校式 ・事務費 50 ・写真撮影手数料 120 ・会場使用料 24
				4 共済費	△1,012							
				7 報償費	155							
				8 旅費	5							
				10 需用費	150							
				11 役務費	170							

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明																						
				区 分	金額			特定財源				一般財源																					
								国県支出金	地方債	その他																							
(2 事務局費)				13	28						利賀学舎開校準備事業																						
				使用料及び賃借料								1,694					・校歌揮毫謝礼	100															
				14													753					・校歌額購入	100										
				工事請負費																		△526					・校歌額装手数料	50					
				17																							計					・校名等サイン及び校章設置工事	1,694
				備品購入費																												△3,837	
18	△3,837					・玄関幕購入	132																										
負担金補助及び交付金																																	
3						29,023	1,067	30,090	10	1,067	1					補正前額 / 補正額 / 補正後額																	
教育施設維持費									需用費		複合教育施設維持費	1,067				27,702 / 1,067 / 28,769																	
																維持管理費	1,067																
4	47,245	277	47,522	1	277	3					補正前額 / 補正額 / 補正後額																						
教育センター費				報酬		教育支援センター運営費	277			277	5,221 / 277 / 5,498																						
											会計年度任用職員報酬	277																					
計	360,451	△2,493	357,958				△2,493			△2,493																							

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

1	358,505	12,947	371,452	1	1,722	1	55					補正前額 / 補正額 / 補正後額
小学校管理費				報酬		給与費(小学校管理費)				55	6,529 / 55 / 6,584	
				2								

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 小学校管理費)				給料	12	2 小学校管理費	12, 892				12, 892	補正前額 / 補正額 / 補正後額 197, 673 / 12, 892 / 210, 565 会計年度任用職員報酬 1, 722 維持管理費 11, 170
				3 職員手当等	35							
				4 共済費	6							
				10 需用費	11, 170							
				18 負担金補助及び 交付金	2							
				計								
2 小学校給食費	196, 614	1, 342	197, 956	1 報酬	680	1 給与費 (小学 校給食費)	556				556	補正前額 / 補正額 / 補正後額 59, 492 / 556 / 60, 048
				2 給料	170							
				3 職員手当等	354							
				4 共済費	112							
				18 負担金補助及び 交付金	26							
				計								
				2 小学校給食費	786					786	補正前額 / 補正額 / 補正後額 137, 122 / 786 / 137, 908 会計年度任用職員 ・ 報酬 680 ・ 職員手当 106	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 小学校教育振興費	174,527	33,320	207,847	1 報酬	5,633	1 小学校教育振興費	33,320				33,320	補正前額 / 補正額 / 補正後額 151,694 / 33,320 / 185,014 会計年度任用職員報酬 5,633 小学校教師用教科書・指導書・デジタル教科書購入 26,704 各種大会参加負担金 983
				10 需用費	26,704							
				18 負担金補助及び 交付金	983							
計	1,090,460	47,609	1,138,069				47,609				47,609	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	299,431	8,534	307,965	2 給料	29	1 給与費（中学校管理費）	147				147	補正前額 / 補正額 / 補正後額 12,896 / 147 / 13,043
				3 職員手当等	71	2 中学校管理費	8,387				8,387	補正前額 / 補正額 / 補正後額 152,912 / 8,387 / 161,299 維持管理費 7,346 学校用務員派遣業務委託料 1,041
				4 共済費	43							
				10 需用費	7,346							
				12 委託料	1,041							
				18 負担金補助及び 交付金	4							
						計	8,534				8,534	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明															
				区 分	金額			特定財源				一般財源														
								国県支出金	地方債	その他																
2 中学校給食費	146,707	332	147,039	1	138	1	194				194	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,891 / 194 / 20,085														
				報酬		2							138	138	138	138	補正前額 / 補正額 / 補正後額 126,816 / 138 / 126,954									
				給料		3												174	46	138	138	会計年度任用職員報酬 138				
				職員手当等		4																	46	138	138	138
				共済費		18																				
負担金補助及び 交付金	△4	46	138	138	138																					
計						332			332																	
3 中学校教育振興 費	134,091					6,971	141,062	1	2,269	1	6,971				6,971	補正前額 / 補正額 / 補正後額 112,375 / 6,971 / 119,346										
								報酬		18							6,971	6,971	6,971	6,971	会計年度任用職員報酬 2,269					
								負担金補助及び 交付金		4,702												6,971	6,971	6,971	6,971	各種大会参加負担金 4,034
各種大会参加補助金						668																				
計	580,229	15,837	596,066			15,837				15,837																

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	178,013	4,031	182,044	2 給料	2,556	1 給与費（社会 教育総務費）	4,031					4,031	補正前額 / 補正額 / 補正後額 168,328 / 4,031 / 172,359
				3 職員手当等	△110								

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 社会教育 総務費)				4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	1,003 582							
2 社会教育振興費	59,864	60	59,924	2 給料	60	7 国際木彫刻キ ャンプ費	60				60	補正前額 / 補正額 / 補正後額 43,090 / 60 / 43,150 会計年度任用職員給料 60
4 図書館費	360,709	5,104	365,813	1 報酬 2 給料 18 負担金補助及び 交付金	110 2,310 2,684	1 図書館管理運 営費	5,104				5,104	補正前額 / 補正額 / 補正後額 339,938 / 5,104 / 345,042 会計年度任用職員 ・報酬 110 ・給料 2,310 施設管理負担金 2,684
7 博物館費	23,041	1,310	24,351	1 報酬 10 需用費	1,056 254	1 埋蔵文化財セ ンター費 2 城端曳山会館 費 計	1,056 254 1,310				1,056 254 1,310	補正前額 / 補正額 / 補正後額 7,922 / 1,056 / 8,978 会計年度任用職員報酬 1,056 補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,119 / 254 / 15,373 維持管理費 254
8 美術館費	120,428	1,935	122,363	1 報酬	843	2 美術館自主事	1,565				1,565	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,533 / 1,565 / 52,098

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明							
				区 分	金額			特定財源				一般財源						
								国県支出金	地方債	その他								
(8 美術館費)				2	276	業費					会計年度任用職員 ・ 報酬 473							
				3								46	3				・ 給料 276	
				職員手当等	10	需用費	770	3	棟方志功記念館費	370	補正前額 / 補正額 / 補正後額 8,873 / 370 / 9,243							会計年度任用職員報酬 370
				需用費														
				計														
9 教育文化施設費	272,614	3,903	276,517	1	516	6 福祉会館周辺施設管理費	229				補正前額 / 補正額 / 補正後額 23,578 / 229 / 23,807							
				報酬								3,387	7 平若者センター管理費	3,674	3,674	補正前額 / 補正額 / 補正後額 19,154 / 3,674 / 22,828		
				10	需用費	287	維持管理費 3,387											
				需用費				計	3,903	3,903								
計	1,322,229	16,343	1,338,572															

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

1 体育総務費	90,480	14,739	105,219	2 給料	6,809	1 給与費 (体育総務費)	14,139				14,139	補正前額 / 補正額 / 補正後額 33,643 / 14,139 / 47,782
------------	--------	--------	---------	---------	-------	------------------	--------	--	--	--	--------	---

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(1 体育総務費)				職員手当等	4,188	3 スポーツ大会 派遣費	600				600	補正前額 / 補正額 / 補正後額 3,455 / 600 / 4,055 全国大会及び北信越大会等出場激励金 600
				4 共済費	2,121							
				18 負担金補助及び 交付金	1,621							
				計	14,739						14,739	
2 体育振興費	38,966	119	39,085	2 給料	119	4 高校総体スキ ー推進費	119				119	補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,028 / 119 / 31,147 会計年度任用職員給料 119
計	640,628	14,858	655,486				14,858				14,858	

第 11 款 災害復旧費

第 2 項 土木施設災害復旧費

1 道路河川災害復 旧費	129,000	19,490	148,490	14 工事請負費	19,490	1 道路河川災害 復旧費（補助 ）	19,490	(国) 12,997	(地) 6,300		193	補正前額 / 補正額 / 補正後額 50,000 / 19,490 / 69,490 令和 5 年 7 月豪雨災害 ・道路施設災害復旧工事 19,490
計	129,000	19,490	148,490				19,490	12,997	6,300		193	

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.4月分) 10,616		291	37,667	6,638	44,305	
	議 員	18	83,400		(3.4月分) 32,151			115,551	26,090	141,641	
	その他の特別職	1,772	77,185					77,185		77,185	
	計	1,793	160,585	26,760	42,767		291	230,403	32,728	263,131	
補正前	長 等	3		26,760	(3.3月分) 10,304		291	37,355	6,665	44,020	
	議 員	18	83,400		(3.3月分) 32,109			115,509	26,090	141,599	
	その他の特別職	1,772	77,185					77,185		77,185	
	計	1,793	160,585	26,760	42,413		291	230,049	32,755	262,804	
比 較	長 等				312			312	△ 27	285	
	議 員				42			42		42	
	その他の特別職										
	計				354			354	△ 27	327	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(503) 623	588,600	2,116,486	1,092,311	3,797,397	723,711	4,521,108	
補正前	(504) 637	573,972	2,183,697	1,108,001	3,865,670	741,735	4,607,405	
比較	(△ 1) △ 14	14,628	△ 67,211	△ 15,690	△ 68,273	△ 18,024	△ 86,297	

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	46,273	18,581	76,814		
	補正前	56,567	38,250	14,669	46,506	20,772	66,814		
	比較	△ 2,570	1,235	△ 24	△ 233	△ 2,191	10,000		
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	2,732	489,649	327,019	22,168		
	補正前		948	3,095	501,206	337,114	22,060		
	比較			△ 363	△ 11,557	△ 10,095	108		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(21) 498		1,835,313	997,973	2,833,286	561,213	3,394,499	
補 正 前	(22) 512		1,906,010	1,013,903	2,919,913	580,812	3,500,725	
比 較	(△ 1) △ 14		△ 70,697	△ 15,930	△ 86,627	△ 19,599	△ 106,226	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	53,997	39,485	14,645	39,100	11,441	76,786		
	補正前	56,567	38,250	14,669	39,333	13,632	66,786		
	比 較	△ 2,570	1,235	△ 24	△ 233	△ 2,191	10,000		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		948	2,732	409,952	327,019	21,868		
	補正前		948	3,095	421,749	337,114	21,760		
	比 較			△ 363	△ 11,797	△ 10,095	108		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(482) 125	588,600	281,173	94,338	964,111	162,498	1,126,609	
補 正 前	(482) 125	573,972	277,687	94,098	945,757	160,923	1,106,680	
比 較		14,628	3,486	240	18,354	1,575	19,929	

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,173	7,140	28		
	補正前				7,173	7,140	28		
	比 較								
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				79,697		300		
	補正前				79,457		300		
	比 較				240				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 67,211	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	23,609		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	6,238		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 97,058	人事異動等に伴う増減分 △ 100,544 会計年度任用職員に係る増減分 3,486	
職員手当	△ 15,690	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	15,694	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 31,384	人事異動等に伴う増減分 △ 31,624 会計年度任用職員に係る増減分 240	

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	304,189		303,100		296,717
	平均給与月額	354,945		457,108		311,770
	平均年齢	42歳3月		44歳2月		55歳1月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	308,762		303,100		297,303
	平均給与月額	344,544		359,776		310,601
	平均年齢	42歳6月		43歳5月		55歳3月

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級	8	1.72	4級			6級			5級			5級		
	6級	31	6.67	3級			5級			4級			4級		
	5級	73	15.70	2級			4級	1	50.00	3級	(1)	(100.00)	3級	31	100.00
	4級	97	20.86	1級			3級	1	50.00	2級			2級	(4)	(100.00)
	3級	101	21.72				2級			1級			1級		
	〃	(12)	(75.00)				1級								
	2級	71	15.27												
	〃	(1)	(6.25)												
	1級	84	18.06												
	〃	(3)	(18.75)												
計	(16)	(100.00)					2	100.00		(1)	(100.00)		(4)	(100.00)	
計	465	100.00											31	100.00	
令和5年 1月1日現在	7級	8	1.69	4級			6級			5級			5級		
	6級	32	6.75	3級			5級			4級			4級		
	5級	80	16.88	2級			4級	1	50.00	3級	(1)	(100.00)	3級	36	100.00
	4級	95	20.04	1級			3級	1	50.00	2級			2級	(4)	(100.00)
	3級	93	19.62				2級			1級			1級		
	〃	(12)	(70.59)				1級								
	2級	93	19.62												
	〃	(1)	(5.88)												
	1級	73	15.40												
	〃	(4)	(23.53)												
計	(17)	(100.00)					2	100.00		(1)	(100.00)		(4)	(100.00)	
計	474	100.00											36	100.00	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	458		2	1	37	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	418		2		20	
	号給数別内訳	1号給 (人)	2				
		2号給 (人)	7				
		3号給 (人)	25				1
		4号給 (人)	358		2		19
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	20				
		7号給 (人)					
		8号給 (人)	6				
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	91.27		100.00		54.05		
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	472		2	1	37	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	420		2		20	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	18				
		4号給 (人)	402		2		20
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	88.98		100.00		54.05		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		
国の制度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勤奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職	
給料総額に対する比率(%)	0.88	0.68	
支給対象職員の比率(%) (令和5年10月1日現在)	32.33	34.62	
代表的な特殊勤務手当の名称	市税の徴収、用地交渉、保育士等处遇改善		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 なんと議会だより印刷製本業務	2,259			令和6年度	2,259				2,259
令和5年度 広報なんと印刷製本業務	9,490			令和6年度	9,490			838	8,652
令和5年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	11,400			令和6年度	11,400				11,400
令和5年度 IP電話システム保守管理業務委託	2,200			令和6年度	2,200				2,200
令和5年度 定期異動に伴う庁舎等電話機器・配線改修業務委託	1,100			令和6年度	1,100				1,100
令和5年度 庁舎日常清掃業務委託	5,800			令和6年度	5,800				5,800
令和5年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	1,600			令和6年度	1,600				1,600
令和5年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	2,400			令和6年度	2,400				2,400
令和5年度 市営バス運行業務委託通常運行分(城端、平、利賀、福野及び福光)	103,915			令和6年度	103,915				103,915
令和5年度 評価替え業務委託	21,933			令和6年度 ～ 令和8年度	21,933				21,933
令和5年度 戸籍クラウドネットワーク利用料	5,156			令和6年度 ～ 令和10年度	5,156				5,156
令和5年度 戸籍クラウド利用料	45,251			令和6年度 ～ 令和10年度	45,251				45,251
令和5年度 住基ネットシステム保守業務委託	4,616			令和6年度	4,616				4,616

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 コンビニ交付サービス利用料	6,270			令和6年度	6,270				6,270
令和5年度 日本加除出版電子書籍閲覧サービス使用料	291			令和6年度	291				291
令和5年度 地域包括支援センター公用車リース	2,680			令和6年度 ～ 令和13年度	2,680			2,680	
令和5年度 地域包括支援センターシステム賃貸借	34,991			令和6年度 ～ 令和11年度	34,991			4,618	30,373
令和5年度 地域包括支援センターシステム運用保守業務委託	1,838			令和6年度	1,838			1,838	
令和5年度 地域包括支援センターシステム法改正対応改修業務	550			令和6年度	550			550	
令和5年度 認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル設置事業業務委託	1,320			令和6年度	1,320			1,320	
令和5年度 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険	156			令和6年度	156			156	
令和5年度 緊急通報体制整備事業業務委託	2,477			令和6年度	2,477				2,477
令和5年度 緊急通報装置監視業務委託	528			令和6年度	528				528
令和5年度 徘徊探知機支援事業業務委託	39			令和6年度	39				39
令和5年度 上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」指定管理料	1,737			令和6年度 ～ 令和8年度	1,737				1,737
令和5年度 特別養護老人ホームきらら改修工事元金償還補助金	429,500			令和6年度 ～ 令和17年度	429,500				429,500
令和5年度 くろば温泉指定管理料	95,976			令和6年度 ～ 令和8年度	95,976				95,976

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 旅川福祉交流館エレベーター保守点検業務委託	330			令和6年度	330				330
令和5年度 地域包括ケアセンター屋内清掃業務委託	589			令和6年度	589				589
令和5年度 地域包括ケアセンター定期清掃業務委託	1,988			令和6年度	1,988				1,988
令和5年度 地域包括ケアセンター機械警備業務委託	132			令和6年度	132				132
令和5年度 地域包括ケアセンター消防用設備保守点検業務委託	407			令和6年度	407				407
令和5年度 地域包括ケアセンター自動扉保守点検業務委託	132			令和6年度	132				132
令和5年度 地域包括ケアセンター空調保守点検業務委託	900			令和6年度	900				900
令和5年度 予防接種業務委託	154,015			令和6年度	154,015	1,156		17,843	135,016
令和5年度 胸部レントゲン撮影・読影業務委託	12,069			令和6年度	12,069				12,069
令和5年度 集団がん検診等業務委託	24,208			令和6年度	24,208	1,165		5,257	17,786
令和5年度 新40歳人間ドック業務委託	811			令和6年度	811				811
令和5年度 人間ドック業務委託	11,729			令和6年度	11,729				11,729
令和5年度 妊婦歯科健診業務委託	363			令和6年度	363	121			242
令和5年度 妊娠出産包括支援業務委託	778			令和6年度	778	356		112	310

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 母子健康診査業務委託	29,009			令和6年度	29,009	875			28,134
令和5年度 土地改良区施行事業補助金	7,520			令和6年度	7,520				7,520
令和5年度 散居景観保全事業補助金	7,257			令和6年度	7,257	3,623			3,634
令和5年度 桂湖レクリエーション施設指定管理料	61,860			令和6年度 ～ 令和10年度	61,860				61,860
令和5年度 たいらスキー場指定管理料	150,340			令和6年度 ～ 令和10年度	150,340				150,340
令和5年度 福光会館指定管理料	85,040			令和6年度 ～ 令和10年度	85,040				85,040
令和5年度 外国語指導助手業務委託	21,763			令和6年度	21,763				21,763
令和5年度 南砺市立小中学校校務支援システムクラウドサービス利用料	72,930			令和6年度 ～ 令和10年度	72,930				72,930
令和5年度 南砺市立小中学校エレベーター施設点検業務委託	15,001			令和6年度 ～ 令和7年度	15,001				15,001
令和5年度 南砺市立小中学校機械警備業務委託	5,874			令和6年度 ～ 令和7年度	5,874				5,874
令和5年度 南砺市立小中学校複合機賃貸借	62,954			令和6年度 ～ 令和10年度	62,954				62,954
令和5年度 城端小学校給食調理等業務委託	48,365			令和6年度 ～ 令和7年度	48,365				48,365
令和5年度 福野小学校スティールドラム購入	1,430			令和6年度	1,430				1,430
令和5年度 スクールバス運行業務委託	48,346			令和6年度	48,346				48,346

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 南砺市文化芸術アーカイブズホームページ保守業務委託	407			令和6年度	407	204			203
令和5年度 福光美術館定期清掃業務委託	1,863			令和6年度	1,863				1,863
令和5年度 たいらスキー場クロスカントリー場指定管理料	25,530			令和6年度 ～ 令和10年度	25,530				25,530
令和5年度 5災223号砂子谷地区急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事	177,300			令和6年度	177,300	118,259	59,000		41
令和5年度 5災235号市道坂下閑乗寺線道路災害復旧工事	178,300			令和6年度	178,300	118,926	59,300		74
104件(既設定分)	5,617,870		1,143,473		4,474,397	83,137	176,500	66,250	4,148,510
合計	7,622,883		1,143,473		6,479,410	327,822	294,800	101,462	5,755,326

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和4年度 繰越事業 起債見込額	令和5年度中増減見込額						令和5年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,633,310	209,600	259,100		259,100	395,288		395,288	3,706,722
(1) 総務債	32,437	19,200				6,313		6,313	45,324
(2) 民生債	55,156					52,702		52,702	2,454
(3) 衛生債	422,457		24,800		24,800	21,193		21,193	426,064
(4) 農林水産業債	665,138	154,700	119,100		119,100	26,972		26,972	911,966
(5) 商工債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6) 土木債	978,082	35,700	115,200		115,200	171,071		171,071	957,911
(7) 消防債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8) 教育債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災害復旧債	171,281	57,100	38,100	6,300	44,400	24,944		24,944	247,837
(1) 補助災害復旧債	170,024	57,100	38,100	6,300	44,400	24,316		24,316	247,208
(2) 単独災害復旧債	1,257					628		628	629
3. その他	34,816,660	435,600	2,345,200	2,900	2,348,100	4,832,690		4,832,690	32,767,670
(1) 辺地対策事業債	1,818,053	70,900	269,600		269,600	258,125		258,125	1,900,428
(2) 過疎対策事業債	9,861,583	233,900	1,760,300		1,760,300	1,118,248		1,118,248	10,737,535
(3) 合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	6,383,619
(4) 全国防災事業債	194,776					11,026		11,026	183,750
(5) 緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700				8,461		8,461	368,577
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	79,700		79,700	5,233		5,233	161,155
(9) 緊急浚渫推進事業債	2,400		1,300	2,900	4,200				6,600
(10) 脱炭素化推進事業債			30,900		30,900				30,900
(11) 減税補填債	40,717					17,776		17,776	22,941
(12) 臨時財政対策債	12,347,800		184,000		184,000	1,240,923		1,240,923	11,290,877
(13) 減収補てん債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,621,251	702,300	2,642,400	9,200	2,651,600	5,252,922		5,252,922	36,722,229

議案第78号

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,124,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		3,485,596	329,082	3,814,678
	3 県負担金・補助金	3,485,596	329,082	3,814,678
10 繰入金		398,795	1,479	400,274
	1 繰入金	398,795	1,479	400,274
11 繰越金		30,000	24,578	54,578
	1 繰越金	30,000	24,578	54,578
歳入合計		4,769,352	355,139	5,124,491

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		100,663	1,479	102,142
	1 総務管理費	93,722	1,479	95,201
2 保険給付費		3,339,470	329,000	3,668,470
	1 療養諸費	2,902,726	284,000	3,186,726
	2 高額療養費	423,529	45,000	468,529
3 国民健康保険事業費 納付金		1,177,775	59	1,177,834
	1 医療給付費分	763,246	59	763,305
8 保健事業費		76,150	82	76,232
	2 健康診査等事業費	64,615	82	64,697
11 諸支出金		43,389	24,519	67,908
	1 償還金及び還付加算金	8,806	24,519	33,325
歳 出 合 計		4,769,352	355,139	5,124,491

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和5年度 人間ドック業務委託	令和6年度	千円 8,391
令和5年度 特定健康診査集団健診 業務委託	令和6年度	2,644

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 県支出金	3,485,596	329,082	3,814,678
10 繰入金	398,795	1,479	400,274
11 繰越金	30,000	24,578	54,578
歳入合計	4,769,352	355,139	5,124,491

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	100,663	1,479	102,142			1,479	
2 保険給付費	3,339,470	329,000	3,668,470	329,000			
3 国民健康保険事業費納付金	1,177,775	59	1,177,834				59
8 保健事業費	76,150	82	76,232	82			
11 諸支出金	43,389	24,519	67,908				24,519
歳 出 合 計	4,769,352	355,139	5,124,491	329,082		1,479	24,578

2. 歳入

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 保険給付費等交付金	3,477,740	329,082	3,806,822	1 保険給付費等交付金（ 普通交付金）	329,000	保険給付費等交付金（普通交付金）[10/10] 329,000
				2 保険給付費等交付金（ 特別交付金）	82	保険者努力支援分[定額] 82
計	3,485,596	329,082	3,814,678			

第 10 款 繰入金

第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	327,729	1,479	329,208	1 一般会計繰入金	1,479	事務費繰入金 1,479
計	398,795	1,479	400,274			

第 11 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1 繰越金	30,000	24,578	54,578	1 前年度繰越金	24,578	前年度繰越金 24,578
計	30,000	24,578	54,578			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	93,722	1,479	95,201	1	147	1	1,288			(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額 61,714 / 1,288 / 63,002			
				報酬						1,288					
				2	672	2	191			(繰入)	191			補正前額 / 補正額 / 補正後額 31,372 / 191 / 31,563	
				給料											
				3											職員手当等
4	共済費	221								・報酬 147					
18	負担金補助及び 交付金	435								・職員手当 38 ・社会保険料 6					
計	93,722	1,479	95,201			計	1,479			1,479					

第 2 款 保険給付費

第 1 項 療養諸費

1 一般被保険者療 養給付費	2,859,058	284,000	3,143,058	18 負担金補助及び 交付金	284,000	1 一般被保険者 療養給付費	284,000	(県)	284,000				補正前額 / 補正額 / 補正後額 2,859,058 / 284,000 / 3,143,058 一般被保険者療養給付費 284,000
計	2,902,726	284,000	3,186,726				284,000	284,000					

第 2 款 保険給付費

第 2 項 高額療養費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般被保険者高 額療養費	423,029	45,000	468,029	18 負担金補助及び 交付金	45,000	1 一般被保険者 高額療養費	45,000	(県) 45,000				補正前額 / 補正額 / 補正後額 423,029 / 45,000 / 468,029 一般被保険者高額療養費 45,000
計	423,529	45,000	468,529				45,000	45,000				

第 3 款 国民健康保険事業費納付金

第 1 項 医療給付費分

2 退職被保険者等 医療給付費分	250	59	309	18 負担金補助及び 交付金	59	1 退職被保険者 等医療給付費 分	59				59	補正前額 / 補正額 / 補正後額 250 / 59 / 309 令和4年度国民健康保険事業費追加納 付金(退職分) 59
計	763,246	59	763,305				59				59	

第 8 款 保健事業費

第 2 項 健康診査等事業費

1 特定健康診査等 事業費	64,615	82	64,697	2 給料 8 旅費	42 40	2 特定保健指導 事業費	82	(県) 82				補正前額 / 補正額 / 補正後額 9,268 / 82 / 9,350 会計年度任用職員 ・給料 42 ・費用弁償 40
計	64,615	82	64,697				82	82				

第 11 款 諸支出金

第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 償還金	0	24,519	24,519	22 償還金利息及び 割引料	24,519	1 償還金	24,519				24,519	補正前額 / 補正額 / 補正後額 0 / 24,519 / 24,519 令和4年度富山県国民健康保険保険給 付費等交付金（普通交付金）返還金 23,193 令和4年度特別調整交付金返還金 1,326
計	8,806	24,519	33,325				24,519				24,519	

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(13) 11	4,330	32,781	17,541	54,652	9,858	64,510	
補 正 前	(13) 10	4,183	32,067	17,537	53,787	9,637	63,424	
比 較	1	147	714	4	865	221	1,086	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	206	828	918		2,000		
	補正前	429	946	312	924		2,000		
	比 較		△ 740	516	△ 6				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				7,347	5,393	420		
	補正前				6,987	5,159	780		
	比 較				360	234	△ 360		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(1) 10		31,686	17,092	48,778	9,504	58,282	
補 正 前	(1) 9		31,014	17,126	48,140	9,289	57,429	
比 較	1		672	△ 34	638	215	853	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	206	828	878		2,000		
	補正前	429	946	312	884		2,000		
	比 較		△ 740	516	△ 6				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				6,938	5,393	420		
	補正前				6,616	5,159	780		
	比 較				322	234	△ 360		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(12) 1	4,330	1,095	449	5,874	354	6,228	
補 正 前	(12) 1	4,183	1,053	411	5,647	348	5,995	
比 較		147	42	38	227	6	233	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				40				
	補正前				40				
	比 較								
の 内 訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				409				
	補正前				371				
	比 較				38				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	714	給与改定に伴う増減分	686		
		昇給に伴う増加分	146		
		その他の増減分	△ 118	人事異動等に伴う増減分 △ 160 会計年度任用職員に係る増減分 42	
職員手当	4	制度改正に伴う増減分	268	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		その他の増減分	△ 264	人事異動等に伴う増減分 △ 302 会計年度任用職員に係る増減分 38	

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	264,822				
	平均給与月額	314,172				
	平均年齢	41歳1月				
令和5年1月1日現在	平均給料月額	273,150				
	平均給与月額	308,616				
	平均年齢	41歳12月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	10.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	20.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	10.00				2級			1級			1級		
	〃	(1)	(100.00)				1級								
	2級	3	30.00												
1級	3	30.00													
	計	(1)	(100.00)	計			計			計			計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.11	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	〃	(1)	(100.00)				1級								
	2級	4	44.44				1級								
1級	2	22.22													
	計	(1)	(100.00)	計			計			計			計		

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	10					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	8				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	90.00						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	8				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	88.89						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		
国の制度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出見込額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
						特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 人間ドック業務委託	8,391			令和6年度	8,391	1,032			7,359
令和5年度 特定健康診査集団健診業務委託	2,644			令和6年度	2,644	1,240			1,404
3件 (既設定分)	12,111				12,111	2,714			9,397
合計	23,146				23,146	4,986			18,160

議案第79号

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,893千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		217,750	△11,163	206,587
	1 繰入金	217,750	△11,163	206,587
歳入合計		398,056	△11,163	386,893

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		293,531	△11,163	282,368
	1 施設管理費	293,531	△11,163	282,368
歳 出 合 計		398,056	△11,163	386,893

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和5年度 診療所清掃業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	千円 7,797
令和5年度 感染性廃棄物処理業務 委託	令和6年度から 令和7年度まで	992
令和5年度 診療材料管理業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	198

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	217,750	△11,163	206,587
歳入合計	398,056	△11,163	386,893

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	293,531	△11,163	282,368			△11,163	
歳 出 合 計	398,056	△11,163	386,893			△11,163	

2. 歳入

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	217,750	△11,163	206,587	1 一般会計繰入金	△11,163	一般会計繰入金 △11,163
計	217,750	△11,163	206,587			

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明				
				区 分	金額			特定財源				一般財源			
								国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	293,531	△11,163	282,368	1	3,295	1 給与費(国保 診療所事業費)	△17,292			(繰入) △17,292		補正前額 / 補正額 / 補正後額 152,646 / △17,292 / 135,354			
				2 給料				△4,031							
				3 職員手当等	△9,364	2 一般管理費	6,129					(繰入) 6,129		補正前額 / 補正額 / 補正後額 140,885 / 6,129 / 147,014 会計年度任用職員 ・報酬 1人 3,295 ・職員手当 85 ・社会保険料 13 ・費用弁償 672 南砺家庭・地域医療センター顧問料 △3,600 維持管理費 168 医師送迎業務委託料 444 市営バス使用料 41 代診医派遣負担金 5,011	
				4 共済費	△2,174										
				7 報償費	△3,600										
				8 旅費	672										
				10 需用費	168										
				12 委託料	444										
				13 使用料及び賃借料	41										
				18 負担金補助及び 交付金	3,386										
						計	△11,163			△11,163					
				計	293,531	△11,163	282,368			△11,163			△11,163		

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(20) 16	65,327	60,956	49,911	176,194	22,015	198,209	
補 正 前	(20) 16	62,032	64,987	59,275	186,294	24,189	210,483	
比 較		3,295	△ 4,031	△ 9,364	△ 10,100	△ 2,174	△ 12,274	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,829	500	308	1,604	9,560	1,000		
	補正前	2,325	678	306	1,572	11,360	1,000		
	比 較	△ 496	△ 178	2	32	△ 1,800			
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	37	14,172	9,351	240	11,110	
	補正前		200	139	15,645	10,757	480	14,813	
	比 較			△ 102	△ 1,473	△ 1,406	△ 240	△ 3,703	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	16		60,956	47,771	108,727	19,791	128,518	
補 正 前	(1) 16		64,987	57,220	122,207	21,978	144,185	
比 較	(△ 1)		△ 4,031	△ 9,449	△ 13,480	△ 2,187	△ 15,667	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,829	500	308	1,604	9,560	1,000		
	補正前	2,325	678	306	1,572	11,360	1,000		
	比 較	△ 496	△ 178	2	32	△ 1,800			
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	37	12,032	9,351	240	11,110	
	補正前		200	139	13,590	10,757	480	14,813	
	比 較			△ 102	△ 1,558	△ 1,406	△ 240	△ 3,703	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(20)	65,327		2,140	67,467	2,224	69,691	
補 正 前	(19)	62,032		2,055	64,087	2,211	66,298	
比 較	(1)	3,295		85	3,380	13	3,393	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後				2,140				
	補正前				2,055				
	比 較				85				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 4,031	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	511		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	147		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 4,689	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 9,364	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	441	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 9,805	人事異動等に伴う増減分 △ 9,890 会計年度任用職員に係る増減分 85	

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	291,467	371,800	328,800	299,089	
	平均給与月額	294,100	936,232	334,100	315,404	
	平均年齢	40歳4月	33歳8月	59歳4月	58歳11月	
令和5年1月1日現在	平均給料月額	301,700	373,325	328,800	308,775	
	平均給与月額	333,272	956,238	334,100	344,484	
	平均年齢	42歳12月	33歳11月	58歳7月	53歳9月	

イ 初任給

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級	1	11.11	5級		
	6級			3級	1	33.33	5級			4級			4級		
	5級			2級	2	66.67	4級			3級	3	33.33	3級		
	4級	1	33.33	1級			3級	1	100.00	2級	5	55.56	2級		
	3級	1	33.33				2級			1級			1級		
	2級	1	33.34				1級								
	1級														
	計	3	100.01	計	3	100.00	計	1	100.00	計	9	100.00	計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級	1	25.00	5級			4級	1	12.50	4級		
	5級			2級	3	75.00	4級			3級	4	50.00	3級		
	4級	1	33.33	1級			3級	1	100.00	2級	3	37.50	2級		
	3級	2	66.67				2級			"	(1)	(100.00)	1級		
	2級						1級			1級					
	1級														
	計	3	100.00	計	4	100.00	計	1	100.00	計	(1)	(100.00)	計		

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	3	3	1	9		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	3		2		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)		1			
		4号給 (人)	3	2		2	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00		22.22			
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	3	4	1	8		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	4		3		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	3	4		3	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	100.00	100.00		37.50			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	(2.200)	(2.200)	4.40		
国の制度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	(2.200)	(2.200)	4.40		

()内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		医療職(1)
給料総額に対する比率(%)	15.68	15.68
支給対象職員の比率(%)	18.75	18.75
代表的な特殊勤務手当の名称	医師業務、医師研究業務	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出見込額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 診療所清掃業務委託	7,797			令和6年度 ～ 令和7年度	7,797				7,797
令和5年度 感染性廃棄物処理業務委託	992			令和6年度 ～ 令和7年度	992				992
令和5年度 診療材料管理業務委託	198			令和6年度 ～ 令和8年度	198				198
4件（既設定分）	9,280		3,539		5,741				15,181
合計	18,267		3,539		14,728				24,168

議案第80号

令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,120千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		110,997	△14,120	96,877
	1 繰入金	110,997	△14,120	96,877
歳入合計		191,989	△14,120	177,869

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		178,969	△14,120	164,849
	1 介護福祉支援事業費	172,966	△14,120	158,846
歳 出 合 計		191,989	△14,120	177,869

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和5年度 井口デイサービスセンター指定 管理料	令和6年度から 令和10年度まで	千円 15,560

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	110,997	△14,120	96,877
歳入合計	191,989	△14,120	177,869

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 介護福祉支援事業費	178,969	△14,120	164,849			△14,120	
歳 出 合 計	191,989	△14,120	177,869			△14,120	

2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	110,997	△14,120	96,877	1 一般会計繰入金	△14,120	在宅介護支援センター運営繰入金 △14,414 ホームヘルプステーション運営繰入金 294
計	110,997	△14,120	96,877			

3. 歳出

第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明						
				区 分	金額			特定財源				一般財源					
								国県支出金	地方債	その他							
1 在宅介護支援センター事業費	90,613	△14,414	76,199	1	91	1 給与費（在宅介護支援センター事業費）	△14,505			(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額 72,814 / △14,505 / 58,309					
				2				△6,866					(手数料)				
				3					△4,098	2				(手数料)	補正前額 / 補正額 / 補正後額 17,799 / 91 / 17,890		
				4						在宅介護支援センター運営費			91	91		会計年度任用職員報酬	91
				18									負担金補助及び交付金	△1,419			
計	△14,414			△14,414													
3 ホームヘルプステーション運営費	35,942	294	36,236	2	236	1 給与費（ホームヘルプステーション運営費）	97			(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額 15,107 / 97 / 15,204					
				3				△36					(手数料)				
				4					△36	2				(手数料)	補正前額 / 補正額 / 補正後額 20,835 / 197 / 21,032		
				18						ホームヘルプステーション運営費			197	197		会計年度任用職員給料	197
				6									負担金補助及び交付金				
計	294			294													
計	172,966	△14,120	158,846				△14,120		△14,120								

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(6) 15	5,872	50,421	22,249	78,542	14,926	93,468	
補 正 前	(6) 16	5,781	57,051	26,259	89,091	17,084	106,175	
比 較	△ 1	91	△ 6,630	△ 4,010	△ 10,549	△ 2,158	△ 12,707	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		240	306	1,410		2,000		
	補正前		438	210	1,539		2,500		
	比 較		△ 198	96	△ 129		△ 500		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	11,306	6,630	320		
	補正前			37	13,009	7,986	540		
	比 較				△ 1,703	△ 1,356	△ 220		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	10		37,878	18,882	56,760	11,460	68,220	
補 正 前	11		44,705	22,892	67,597	13,618	81,215	
比 較	△ 1		△ 6,827	△ 4,010	△ 10,837	△ 2,158	△ 12,995	

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		240	306	1,091		2,000		
	補正前		438	210	1,220		2,500		
	比 較		△ 198	96	△ 129		△ 500		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	8,258	6,630	320		
	補正前			37	9,961	7,986	540		
	比 較				△ 1,703	△ 1,356	△ 220		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(6) 5	5,872	12,543	3,367	21,782	3,466	25,248	
補 正 前	(6) 5	5,781	12,346	3,367	21,494	3,466	24,960	
比 較		91	197		288		288	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				319				
	補正前				319				
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				3,048				
	補正前				3,048				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 6,630	給与改定に伴う増減分	234		
		昇給に伴う増加分	130		
		その他の増減分	△ 6,994	人事異動等に伴う増減分 △ 7,191 会計年度任用職員に係る増減分 197	
職員手当	△ 4,010	制度改正に伴う増減分	304	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		その他の増減分	△ 4,314	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	312,660				
	平均給与月額	348,513				
	平均年齢	47歳6月				
令和5年1月1日現在	平均給料月額	337,800				
	平均給与月額	364,219				
	平均年齢	48歳3月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級	3	30.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	6	60.00				2級			1級			1級		
	2級	1	10.00				1級								
	計	10	100.00	計			計			計			計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級	5	45.45	1級			3級			2級			2級		
	3級	6	54.55				2級			1級			1級		
	2級						1級								
	計	11	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	10					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	3				
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	90.00						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	11					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	10				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	90.91						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	
国の制度	2.200	2.200	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出見込額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 井口デイサービスセンター指定管理料	15,560			令和6年度 ～ 令和10年度	15,560				15,560
4件 (既設定分)	362,507		304,204		58,303			2,671	55,632
合計	378,067		304,204		73,863			2,671	71,192

議案第 81 号

令和 5 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 801 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 231, 368 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 11 月 30 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		17,070	△3,801	13,269
	1 繰入金	17,070	△3,801	13,269
歳入合計		235,169	△3,801	231,368

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		229,942	△3,801	226,141
	1 事業費	229,942	△3,801	226,141
歳 出 合 計		235,169	△3,801	231,368

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和5年度 診療材料管理業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	千円 198

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰入金	17,070	△3,801	13,269
歳入合計	235,169	△3,801	231,368

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	229,942	△3,801	226,141				△3,801
歳 出 合 計	235,169	△3,801	231,368				△3,801

2. 歳入

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	17,070	△3,801	13,269	1 財政調整基金繰入金	△3,801	財政調整基金繰入金 △3,801
計	17,070	△3,801	13,269			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
1 事業費	229,942	△3,801	226,141	1	598	1	△5,605				△5,605	補正前額 / 補正額 / 補正後額 205,850 / △5,605 / 200,245		
				報酬		給与費（訪問 看護事業費）								
				2	△4,650	2							補正前額 / 補正額 / 補正後額 24,092 / 1,804 / 25,896	
				給料		訪問看護事業 費	1,804					1,804		会計年度任用職員
				3	△115									・報酬 1人 598
				職員手当等										・職員手当 44
				4	△1,108									・社会保険料 12
				共済費										車検等手数料 500
				11	500									医事事務業務委託料 650
				役務費										
12	650													
委託料														
18	324													
負担金補助及び 交付金														
						計	△3,801				△3,801			
計	229,942	△3,801	226,141				△3,801				△3,801			

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(4) 26	3,872	102,264	53,061	159,197	31,244	190,441	
補 正 前	(3) 28	3,274	106,914	53,176	163,364	32,352	195,716	
比 較	(1) △ 2	598	△ 4,650	△ 115	△ 4,167	△ 1,108	△ 5,275	

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	950	840	606	1,608	3,750	4,500		
	補正前	950	840	606	1,719	3,750	4,500		
	比 較				△ 111				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				22,536	17,711	560		
	補正前				22,551	17,600	660		
	比 較				△ 15	111	△ 100		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(1) 26		102,264	52,606	154,870	30,849	185,719	
補 正 前	(1) 28		106,914	52,765	159,679	31,969	191,648	
比 較	△ 2		△ 4,650	△ 159	△ 4,809	△ 1,120	△ 5,929	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	950	840	606	1,608	3,750	4,500		
	補正前	950	840	606	1,719	3,750	4,500		
	比 較				△ 111				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				22,081	17,711	560		
	補正前				22,140	17,600	660		
	比 較				△ 59	111	△ 100		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(3)	3,872		455	4,327	395	4,722	
補 正 前	(2)	3,274		411	3,685	383	4,068	
比 較	(1)	598		44	642	12	654	

()内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				455				
	補正前				411				
	比 較				44				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 4,650	給与改定に伴う増減分	583	
		昇給に伴う増加分	258	
		その他の増減分	△ 5,491	人事異動等に伴う増減分
職員手当	△ 115	制度改正に伴う増減分	827	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月
		その他の増減分	△ 942	人事異動等に伴う増減分 △ 986 会計年度任用職員に係る増減分 44

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	296,625		299,200	340,443	
	平均給与月額	371,325		310,711	374,940	
	平均年齢	41歳1月		45歳10月	53歳5月	
令和5年1月1日現在	平均給料月額	296,625		289,243	328,460	
	平均給与月額	334,749		303,320	366,149	
	平均年齢	40歳5月		44歳9月	53歳8月	

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級	1	7.14	5級		
	6級			3級			5級	1	12.50	4級	1	7.14	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	12.50	3級	12	92.86	3級		
	4級			1級			3級	5	62.50	2級	(1)	(100.00)	2級		
	3級	2	50.00				2級	1	12.50	1級			1級		
	2級	1	25.00				1級								
	1級														
	計	4	100.00	計			計	8	100.00	計	(1)	(100.00)	計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級	1	5.88	5級		
	6級			3級			5級			4級	1	5.88	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	14.29	3級	12	70.60	3級		
	4級			1級			3級	5	71.42	2級	3	17.64	2級		
	3級	2	50.00				2級	1	14.29	"	(1)	(100.00)	1級		
	2級	1	25.00				1級			1級					
	1級														
	計	4	100.00	計			計	7	100.00	計	(1)	(100.00)	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	4		8	14		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		7	10		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	3		6	10	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	1		1		
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		87.50	71.43			
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	4		7	17		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		6	10		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	4		6	10	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		85.71	58.82			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		
国 の 制 度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	3.67	1.33	2.34
支給対象職員の比率(%)	84.62	30.77	53.85
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急呼出業務		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度末までの支出見込額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳 特定財源			
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 診療材料管理業務委託	198			令和6年度 ～ 令和8年度	198				198
3件（既設定分）	7,797		1,290		6,507				6,507
合計	7,995		1,290		6,705				6,705

議案第82号

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	4,053,112 千円	16,568 千円	4,069,680 千円
第2項 医業外収益	399,796 千円	16,568 千円	416,364 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,802,023 千円	13,725 千円	2,815,748 千円
第2項 医業外収益	425,508 千円	13,725 千円	439,233 千円
第3款 病院統括事業収益	30,721 千円	325 千円	31,046 千円
第2項 医業外収益	30,721 千円	325 千円	31,046 千円
収入合計	6,885,856 千円	30,618 千円	6,916,474 千円
支出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	4,046,077 千円	△ 7,172 千円	4,038,905 千円
第1項 医業費用	4,006,713 千円	△ 7,172 千円	3,999,541 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	2,843,303 千円	△ 21,536 千円	2,821,767 千円
第1項 医業費用	2,791,994 千円	△ 21,536 千円	2,770,458 千円
第3款 病院統括事業費用	34,271 千円	325 千円	34,596 千円
第1項 医業費用	30,618 千円	325 千円	30,943 千円
支出合計	6,923,651 千円	△ 28,383 千円	6,895,268 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条ただし書中「483,969千円」を「498,727千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	240,032 千円	△ 22,784 千円	217,248 千円
第1項 企業債	90,000 千円	△ 22,300 千円	67,700 千円
第4項 他会計補助金	5,683 千円	△ 484 千円	5,199 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的収入	493,432 千円	19,500 千円	512,932 千円
第1項 企業債	272,500 千円	19,500 千円	292,000 千円
収入合計	745,362 千円	△ 3,284 千円	742,078 千円
支出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的支出	397,144 千円	9,310 千円	406,454 千円
第1項 建設改良費	134,305 千円	9,310 千円	143,615 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的支出	820,289 千円	2,164 千円	822,453 千円
第1項 建設改良費	333,350 千円	2,164 千円	335,514 千円
支出合計	1,229,331 千円	11,474 千円	1,240,805 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(追加)

事項	期間	限度額
		千円
一般廃棄物処理業務委託	令和6年度	3,090
夜間警備業務委託	令和6年度	21,000
デイケアセンター事務等業務委託	令和6年度	4,017
クレジットカード利用手数料	令和6年度	1,400
看護助手等派遣業務委託	令和6年度	24,165
全身麻酔装置保守業務委託	令和6年度	973
電話交換機保守業務委託	令和6年度	260
地域連携室事務業務委託	令和6年度	8,340
清掃等業務委託	令和6年度～令和7年度	135,000
感染性廃棄物処理業務委託	令和6年度～令和7年度	70,778

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的及び限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
	千円	千円	千円
建物整備事業	121,700	3,800	125,500
(病院事業分)	(64,100)	(61,400)	(125,500)
(過疎対策分)	(57,600)	(△57,600)	
医療機械器具整備事業	240,800	△ 6,600	234,200
(病院事業分)	(126,800)	(107,400)	(234,200)
(過疎対策分)	(114,000)	(△114,000)	
計	362,500	△ 2,800	359,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「4,210,440千円」を「3,983,390千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条中「486,385千円」を「486,710千円」に改める。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

令和5年度 南砺市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収 入 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 収益			4,053,112	16,568	4,069,680	
	2 医業外収益		399,796	16,568	416,364	
		4 補助金	7,875	16,568	24,443	富山県新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業費補助金 15,867 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費補助金 701 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,802,023	13,725	2,815,748	
	2 医業外収益		425,508	13,725	439,233	
		4 補助金	279	13,725	14,004	富山県新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業費補助金 13,245 千円 富山県医療機関における職場環境向上等支援事業費補助金 400 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費補助金 80 千円
3 病院統括事業収益			30,721	325	31,046	
	2 医業外収益		30,721	325	31,046	
		2 他会計補助金	29,987	325	30,312	一般会計補助金 325 千円

支 出
款

項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
		千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業費用		4,046,077	△ 7,172	4,038,905	
1 医業費用		4,006,713	△ 7,172	3,999,541	
	1 給与費	2,553,482	△ 141,821	2,411,661	<p>(給料 △ 31,567)</p> <p>医師給 △ 8,397 千円 看護師給 △ 24,983 千円 医療技術員給 △ 856 千円 事務員給 △ 5,383 千円 介護福祉職員給 402 千円 その他職員給 7,650 千円</p> <p>(手当 △ 69,514)</p> <p>医師手当 △ 20,223 千円 看護師手当 △ 40,616 千円 医療技術員手当 △ 9,516 千円 事務員手当 △ 8 千円 介護福祉職員手当 △ 363 千円 その他職員手当 1,212 千円</p> <p>(報酬 △ 3,736)</p> <p>その他職員報酬 △ 3,736 千円</p> <p>(法定福利費 △ 46,363)</p> <p>共済組合負担金 △ 11,112 千円 共済組合追加費用負担金等 △ 1,682 千円 退職手当組合負担金 △ 36,194 千円 退職手当組合特別負担金 2,928 千円 その他法定福利費 △ 303 千円</p> <p>(賞与引当金繰入額 7,798)</p> <p>賞与引当金繰入金 7,798 千円 (法定福利費引当金繰入額 1,561) 法定福利費引当金繰入金 1,561 千円</p>
	2 材料費	510,425	84,361	594,786	薬品費 84,361 千円
	3 経費	654,892	26,232	681,124	光熱水費 18,432 千円 委託料 7,800 千円
	4 減価償却費	251,168	24,056	275,224	器械備品減価償却費 22,899 千円 車両減価償却費 1,157 千円

2 公立南砺中央病院 事業費用			2,843,303	△ 21,536	2,821,767	
	1 医業費用		2,791,994	△ 21,536	2,770,458	
		1 給与費	1,605,388	△ 87,775	1,517,613	
						(給料 △ 37,052) 医師給 △ 15,745 千円 看護師給 △ 14,362 千円 医療技術員給 △ 258 千円 事務員給 △ 441 千円 介護福祉職員給 △ 658 千円 その他職員給 △ 5,588 千円 (手当 △ 59,674) 医師手当 △ 40,227 千円 看護師手当 △ 3,018 千円 医療技術員手当 △ 8,575 千円 事務員手当 △ 1,261 千円 介護福祉職員手当 △ 3,909 千円 その他職員手当 △ 2,684 千円 (報酬 13,776) 医師報酬 9,911 千円 その他職員報酬 3,865 千円 (法定福利費 △ 7,850) 共済組合負担金 △ 7,209 千円 共済組合追加費用負担金等 △ 1,102 千円 退職手当組合負担金 △ 4,311 千円 退職手当組合特別負担金 4,550 千円 その他法定福利費 222 千円 (賞与引当金繰入額 2,042) 賞与引当金繰入金 2,042 千円 (法定福利費引当金繰入額 983) 法定福利費引当金繰入金 983 千円
		2 材料費	352,320	35,682	388,002	薬品費 35,682 千円
	3 経費	575,566	28,336	603,902	光熱水費 18,540 千円 委託料 9,796 千円	
	7 へき地巡回診療費	30,049	2,221	32,270	(給料 103) 医師給 89 千円 看護師給 14 千円	

						(手当 1,859) 医師手当 1,263 千円 看護師手当 596 千円 (法定福利費 259) 共済組合負担金 244 千円 共済組合追加費用負担金等 2 千円 退職手当組合負担金 13 千円
3 病院統括事業費用			34,271	325	34,596	
	1 医業費用		30,618	325	30,943	
		1 給与費	17,819	325	18,144	(給料 30) 事務員給 30 千円 (手当 197) 事務員手当 197 千円 (法定福利費 40) 共済組合負担金 47 千円 共済組合追加費用負担金等 △ 11 千円 退職手当組合負担金 4 千円 (賞与引当金繰入額 49) 賞与引当金繰入金 49 千円 (法定福利費引当金繰入額 9) 法定福利費引当金繰入金 9 千円

令和5年度 南砺市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的収入及び支出の補正

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 資本的収入			240,032	△ 22,784	217,248	
	1 企業債		90,000	△ 22,300	67,700	
		1 企業債	90,000	△ 22,300	67,700	病院建物整備事業 △ 4,700 千円 医療機械器具整備事業 △ 17,600 千円
	4 他会計補助金		5,683	△ 484	5,199	
		1 他会計補助金	5,683	△ 484	5,199	国民健康保険調整交付金 △ 484 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入			493,432	19,500	512,932	
	1 企業債		272,500	19,500	292,000	
		1 企業債	272,500	19,500	292,000	病院建物整備事業 8,500 千円 医療機械器具整備事業 11,000 千円

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
			千円	千円	千円	
1 南砺市民病院事業 資本的支出			397,144	9,310	406,454	
	1 建設改良費		134,305	9,310	143,615	
		5 その他無形固定資産 購入費	2,506	9,310	11,816	病床管理業務支援システム導入 9,310 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的支出			820,289	2,164	822,453	
	1 建設改良費		333,350	2,164	335,514	
		1 病院建物整備等事 業費	124,075	2,164	126,239	空調設備更新工事 2,164 千円

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号) 予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	24,532
減価償却費	275,224
固定資産除却費	3,000
過年度損益修正損	1,820
長期前受金戻入	△ 25,090
賞与引当金の増減(△は減少)	3,392
貸倒引当金の増減(△は減少)	100
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 185
受取利息	△ 89
支払利息	27,825
小計	<u>310,529</u>
利息の受取額	89
利息の支払額	<u>△ 27,825</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	282,793

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 119,817
無形固定資産の取得による支出	△ 7,448
国庫補助金等による収入	6,034
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 121,231</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	67,700
企業債の償還による支出	△ 262,839
一般会計からの出資による収入	143,514
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 51,625</u>

資金増減額	109,937
資金期首残高	1,398,220
資金期末残高	<u>1,508,157</u>

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 36,781
減価償却費	205,898
固定資産除却費	14,743
過年度損益修正損	468
長期前受金戻入	△ 29,078
賞与引当金の増減(△は減少)	8,779
受取利息	5
支払利息	42,831
小計	<u>206,865</u>
利息の受取額	△ 5
利息の支払額	<u>△ 42,831</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	164,029

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 302,987
無形固定資産の取得による支出	△ 2,222
国庫補助金等による収入	3,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 301,645</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	292,000
企業債の償還による支出	△ 350,939
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 136,000
一般会計からの出資による収入	217,368
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>22,429</u>

資金増減額	△ 115,187
資金期首残高	748,854
資金期末残高	<u>633,667</u>

3. 病院統括事業

業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 3,549
修学資金返還免除額	3,550
賞与引当金の増減(△は減少)	65
支払利息	3
小計	<u>69</u>
利息の支払額	<u>△ 3</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	66

投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 10,200
修学資金貸付の償還による収入	990
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 9,210</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 1,698
一般会計からの出資による収入	10,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>9,210</u>

資金増減額	66
資金期首残高	51,585
資金期末残高	<u>51,651</u>

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(117) 478	365,116	1,647,526	1,260,764	3,273,406	709,984	3,983,390
補正前	(112) 482	355,076	1,716,012	1,378,007	3,449,095	761,345	4,210,440
比 較	(5) △ 4	10,040	△ 68,486	△ 117,243	△ 175,689	△ 51,361	△ 227,050

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	40,872	29,609	17,146	33,908	265,141	76,476	84,998	23,839
	補正前	41,379	31,896	22,365	36,531	363,564	61,965	98,262	27,814
	比 較	△ 507	△ 2,287	△ 5,219	△ 2,623	△ 98,423	14,511	△ 13,264	△ 3,975
職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	27,640		259	371,902	269,784	19,190		
	補正前	34,867		222	364,057	275,480	19,605		
	比 較	△ 7,227		37	7,845	△ 5,696	△ 415		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(1) 407		1,478,631	1,177,610	2,656,241	649,455	3,305,696
補正前	422		1,540,932	1,281,903	2,822,835	697,874	3,520,709
比 較	(1) △ 15		△ 62,301	△ 104,293	△ 166,594	△ 48,419	△ 215,013

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	40,872	29,609	17,146	30,448	238,010	73,732	81,294	23,617
	補正前	41,379	31,896	22,365	32,547	314,601	60,240	93,562	27,694
	比 較	△ 507	△ 2,287	△ 5,219	△ 2,099	△ 76,591	13,492	△ 12,268	△ 4,077
職員手当 の内訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	25,356		259	329,043	269,784	18,440		
	補正前	27,649		222	335,563	275,480	18,705		
	比 較	△ 2,293		37	△ 6,520	△ 5,696	△ 265		

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	(116) 71	365,116	168,895	83,154	617,165	60,529	677,694
補正前	(112) 60	355,076	175,080	96,104	626,260	63,471	689,731
比 較	(4) 11	10,040	△ 6,185	△ 12,950	△ 9,095	△ 2,942	△ 12,037

() 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後				3,460	27,131	2,744	3,704	222
	補正前				3,984	48,963	1,725	4,700	120
	比 較				△ 524	△ 21,832	1,019	△ 996	102
職員手当 の内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,284			42,859		750		
	補正前	7,218			28,494		900		
	比 較	△ 4,934			14,365		△ 150		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 68,486	給与改定に伴う増減分	21,048		
		昇給に伴う増加分	5,258		
		その他の増減分	△ 94,792	人事異動等に伴う増減分 会計年度任用職員に係る増減分	△ 88,607 △ 6,185
職員手当	△ 117,243	制度改正に伴う増減分	16,493	期末勤勉当率の引き上げ0.10か月	16,493
		その他の増減分	△ 133,736	人事異動等に伴う増減分 特殊勤務手当の増減分 時間外手当の増減分 その他手当の増減分	△ 46,853 △ 98,423 14,511 △ 2,971

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	特定任期付職員
令和5年10月1日現在	平均給料月額	306,219	471,316	286,076	284,886	280,350	422,000
	平均給与月額	360,282	1,116,565	348,733	365,094	311,503	430,000
	平均年齢	43歳10月	45歳10月	39歳11月	41歳1月	56歳9月	64歳11月
令和5年1月1日現在	平均給料月額	301,648	472,084	281,386	283,570	296,700	422,000
	平均給与月額	344,328	1,148,519	331,052	363,637	340,360	430,000
	平均年齢	43歳9月	46歳3月	40歳5月	41歳4月	54歳8月	64歳2月

イ 初任給

(単位：円)

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200		191,500	213,200	
	大学卒(6年)		253,600	213,600		

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（１）			医療職（２）			医療職（３）			技能労務職			特定任期付職員		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級	23	62.16	6級	1	1.03	5級	5	2.56	5級					
	6級	7	10.29	3級	4	10.81	5級	15	15.46	4級	13	6.67	4級					
	5級	4	5.88	2級	6	16.22	4級	10	10.31	3級	92	47.18	3級	1	50.00			
	4級	7	10.29	1級	4	10.81	〃	(1)	1.03	2級	85	43.59	2級	1	50.00			
	3級	37	54.42				3級	42	43.30	1級			1級					
	2級	9	13.24				2級	28	28.87									
	1級	4	5.88				1級											
	計	68	100.00	計	37	100.00	計	97	100.00	計	195	100.00	計	2	100.00	計	1	100.00
令和5年 1月1日現在	7級			4級	25	67.57	6級	1	1.04	5級	6	3.05	5級					
	6級	7	10.29	3級	4	10.81	5級	9	9.38	4級	11	5.58	4級					
	5級	2	2.94	2級	4	10.81	4級	17	17.71	3級	98	49.75	3級	1	100.00			
	4級	11	16.18	1級	4	10.81	3級	44	45.83	2級	82	41.62	2級					
	3級	35	51.47				2級	25	26.04	1級			1級					
	2級	9	13.24				1級											
	1級	4	5.88															
	計	68	100.00	計	37	100.00	計	96	100.00	計	197	100.00	計	1	100.00	計	1	100.00

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事、技師	主事、技師	係長、主任	課長補佐	主幹	次長、課長	部長
医療職(1)	医員	医長	副部長	院長、副院長、部長			
医療職(2)	技師	技師、薬剤師	主査、主任	係長、主査	副部長、科長	部長	
医療職(3)	准看護師	看護師	師長代理	看護師長	看護部長		
技能労務職	労務職員	相当の技能	高度の技能	多数の監督	極めて多数の監督		

エ 昇給

区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	69	39	98	200	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	60	28	89	173	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)		2		2	
		2号給 (人)		1	1	1	
		3号給 (人)		7	4	10	
		4号給 (人)	55	18	71	150	1
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	4		13	10	
8号給 (人)	1						
比率 (B) / (A) (%)	86.96	71.79	90.82	86.50	50.00		
区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	68	40	101	209	4	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	60	33	89	188	3	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1	6	4	11	2
		4号給 (人)	59	27	85	177	1
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
8号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	88.24	82.50	88.12	89.95	75.00		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.500		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.300)	有	
	2.200	2.200	4.400		
国の制度	(1.150)	(1.150)	(2.300)	有	
	2.2000	2.2000	4.4000		

()内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	2.90	27.13	3.32	9.32	2.55
支給対象職員の比率(%)	99.00				
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護手当、呼出手当、夜間及び休日等に行う救急医療業務、看護職員等処遇改善手当				

ク その他の手当

区 分	国の制度との異動	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市： 使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国： 使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	令和4年度までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	企業債	その他	
一般廃棄物処理業務委託	3,090	—	—	令和6年度	3,090				3,090
夜間警備業務委託	21,000	—	—	令和6年度	21,000				21,000
デイケアセンター事務等業務委託	4,017	—	—	令和6年度	4,017				4,017
クレジットカード利用手数料	1,400	—	—	令和6年度	1,400				1,400
看護助手等派遣業務委託	24,165	—	—	令和6年度	24,165				24,165
全身麻酔装置保守業務委託	973	—	—	令和6年度	973				973
電話交換機保守業務委託	260	—	—	令和6年度	260				260
地域連携室事務業務委託	8,340	—	—	令和6年度	8,340				8,340
清掃等業務委託	135,000	—	—	令和6年度～令和7年度	135,000				135,000
感染性廃棄物処理業務委託	70,778	—	—	令和6年度～令和7年度	70,778				70,778
既設定分(27件)	2,224,514		510,648		1,713,866			8,800	1,705,066
合 計	2,493,537		510,648		1,982,889			8,800	1,974,089

議案第 8 3 号

令和 5 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度南砺市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（ 区 分 ）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（ 4 ） 建設改良事業	564,053 千円	△6,312 千円	557,741 千円

（収益的支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 水道事業費用	1,252,538 千円	3,460 千円	1,255,998 千円
第 1 項 営業費用	1,157,854 千円	3,460 千円	1,161,314 千円

（資本的支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「545,265 千円」を「538,953 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	849,722 千円	△6,312 千円	843,410 千円
第 1 項 建設改良費	564,053 千円	△6,312 千円	557,741 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第 5 条 予算第 8 条中「84,463 千円」を「81,611 千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
量水器購入	令和6年度	千円 12,642

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考		
1 水道事業費用			1,252,538	3,460	1,255,998			
	1 営業費用		1,157,854	3,460	1,161,314			
		2 配水及び給水費		206,033	273	206,306	給料 95 職員手当 119 法定福利費 14 賞与引当金繰入額 39 法定福利費引当金繰入額 6	
			4 業務及び総係費		84,536	3,187	87,723	給料 849 職員手当 1,443 法定福利費 514 賞与引当金繰入額 322 法定福利費引当金繰入額 59

資本的支出の補正

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			849,722	△ 6,312	843,410	
	1 建設改良費		564,053	△ 6,312	557,741	
		2 施設改良費		551,404	△ 6,312	545,092

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	22,305
減価償却費	513,008
貸倒引当金の増減額(△は減少)	40
受取利息及び受取配当	△ 1,506
支払利息	42,889
未収金の増減額(△は増加)	3,913
未払金の増減額(△は減少)	741
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 199
引当金の増減額(△は減少)	856
長期前受補助金等戻入額	△ 116,677
長期前受補助金等消費税収益額	△ 350
固定資産除却費	9,946
小計	474,966
利息及び配当金の受取額	1,506
利息の支払額	△ 42,889
計	433,583
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 510,016
他会計貸付金による支出	0
補助金による収入	3,850
負担金による収入	9,487
新規加入金による収入	8,400
未払金の増減額(△は減少)	11,990
その他資本的支出	△ 182
計	△ 476,471
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	211,300
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 282,469
他会計からの出資による収入	70,580
計	△ 589
現金及び現金同等物の増減額	△ 43,477
現金及び現金同等物の期首残高	1,397,593
現金及び現金同等物の期末残高	1,354,116

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		(2) 6		29,393	18,907	48,300	12,869	61,169	
	資本勘定支弁職員		3		9,543	6,507	16,050	4,392	20,442	
	合 計		(2) 9		38,936	25,414	64,350	17,261	81,611	
補正前	損益勘定支弁職員		(2) 6		28,449	16,984	45,433	12,276	57,709	
	資本勘定支弁職員		3		12,221	8,647	20,868	5,886	26,754	
	合 計		(2) 9		40,670	25,631	66,301	18,162	84,463	
比 較	損益勘定支弁職員				944	1,923	2,867	593	3,460	
	資本勘定支弁職員				△ 2,678	△ 2,140	△ 4,818	△ 1,494	△ 6,312	
	合 計				△ 1,734	△ 217	△ 1,951	△ 901	△ 2,852	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,506	1,596	485	797		3,500		
	補正前	1,406	2,310		665		3,500		
	比 較	100	△ 714	485	132				
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			89	9,677	7,064	700		
	補正前			89	9,524	7,237	900		
	比 較				153	△ 173	△ 200		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考	
給 料	△ 1,734	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	398		
		昇 給 に 伴 う 増 減 分	88		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,220	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 217	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	292	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 509	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	320,900				
	平均給与月額	403,800				
	平均年齢	43歳10月				
令和5年1月1日現在	平均給料月額	325,325				
	平均給与月額	378,928				
	平均年齢	44歳7月				

イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	11.11	3級			5級			4級			4級		
	5級	2	22.22	2級			4級			3級			3級		
	4級	3	33.33	1級			3級			2級			2級		
	3級	(1)	(50.00)				2級			1級			1級		
	2級	1	11.11				1級								
	〃	(1)	(50.00)												
	1級	2	22.22												
計	(2)	(100.00)				計				計			計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	2	25.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	3	37.50	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	12.50				2級			1級			1級		
	〃	(1)	(50.00)				1級								
	2級	2	25.00				1級								
	〃	(1)	(50.00)				1級								
1級															
計	(2)	(100.00)				計				計			計		

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部 長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	7				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)	1					
比較 (B)/(A) (%)	88.89						
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	8				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)						
比較 (B)/(A) (%)	88.89						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.150)	(1.200)	(2.35)	有	
	2.200	2.300	4.50		
補正前	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		
国の制度	(1.150)	(1.150)	(2.30)	有	
	2.200	2.200	4.40		

() 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月別)	25年勤続の者 (月別)	35年勤続の者 (月別)	最高限度 (月別)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収業務、開閉栓業務

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 量水器購入	12,642			令和6年度	12,642				12,642
1件 (既設定分)	9,794				9,794				9,794
合計	22,436				22,436				22,436

議案第84号

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	224,057千円	1,184千円	225,241千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,128,771千円	4,208千円	2,132,979千円
第1項 営業費用	1,887,745千円	3,508千円	1,891,253千円
第3項 特別損失	6,301千円	700千円	7,001千円
第2款 農業集落排水事業費用	523,274千円	2,772千円	526,046千円
第1項 営業費用	490,812千円	2,772千円	493,584千円
支出合計	2,705,288千円	6,980千円	2,712,268千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,314,428千円」を「不足する額1,315,612千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,794,276千円	1,184千円	1,795,460千円
第1項 建設改良費	224,057千円	1,184千円	225,241千円
支出合計	2,202,054千円	1,184千円	2,203,238千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条中「47,525千円」を「53,291千円」に改める。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
下水道事業 量水器購入	令和6年度	千円 231

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,128,771	4,208	2,132,979	
	1 営業費用		1,887,745	3,508	1,891,253	
		4 総 係 費	73,254	3,408	76,662	給料 1,695 職員手当等 642 法定福利費 854 賞与引当金繰入額 184 法定福利費引当金繰入額 33
		7 その 他 営 業 費 用	1	100	101	その他雑支出
	3 特別損失	1 過 年 度 損 益 修 正 損 損	6,301	700	7,001	過年度損益修正損
2 農業集落排水事業費用			523,274	2,772	526,046	
	1 営業費用		490,812	2,772	493,584	
		2 浄化センター・ 処理場費	122,116	1,598	123,714	光熱水費 100 修繕費 1,498
		4 総 係 費	5,206	1,174	6,380	給料 637 職員手当等 298 法定福利費 108 賞与引当金繰入額 110 法定福利費引当金繰入額 21

資本的支出の補正

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資本的支出			1,794,276	1,184	1,795,460	
	1 建設改良費		224,057	1,184	225,241	
		1 管渠整備費	182,842	1,184	184,026	給料 624 職員手当等 150 法定福利費 284 賞与引当金繰入額 106 法定福利費引当金繰入額 20

令和5年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書
 （令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	6,243
減価償却費	1,648,526
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△435
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	222,763
未収金の増減額(△は増額)	△3,351
未払金の増減額(△は減少)	△13,749
引当金の増減額	△544
長期前受補助金等戻入額	△479,030
長期前受補助金等消費税収益額	△3,269
固定資産除却費	13,002
小計	1,390,154
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△222,763
計	1,167,393
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△290,953
無形固定資産の取得による支出	△35,663
国庫補助金による収入	86,000
受益者負担金及び分担金による収入	7,500
工事負担金による収入	13,363
未払金の増減額(△は減少)	30,000
計	△189,753
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	239,700
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,654,007
その他の企業債による収入	300,000
その他の企業債の償還による支出	△174,371
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	240,063
計	△1,048,615
現金及び現金同等物の増減額	△70,975
現金及び現金同等物の期首残高	662,428
現金及び現金同等物の期末残高	591,453

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		6		23,768	12,582	36,350	11,019	47,369	
	資本勘定支弁職員		1		2,927	1,673	4,600	1,322	5,922	
	合 計		7		26,695	14,255	40,950	12,341	53,291	
補正前	損益勘定支弁職員		6		21,436	11,348	32,784	10,003	42,787	
	資本勘定支弁職員		1		2,303	1,417	3,720	1,018	4,738	
	合 計		7		23,739	12,765	36,504	11,021	47,525	
比 較	損益勘定支弁職員				2,332	1,234	3,566	1,016	4,582	
	資本勘定支弁職員				624	256	880	304	1,184	
	合 計				2,956	1,490	4,446	1,320	5,766	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務 手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	320		559		2,200		
	補正前	429	340		932		1,800		
	比 較		△ 20		△ 373		400		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			74	5,582	4,851	240		
	補正前			74	4,909	3,921	360		
	比 較				673	930	△ 120		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
給 料	2,956	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	264		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	74		
		そ の 他 の 増 減 分	2,618	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	1,490	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	221	期末勤勉手当率の引上げ 0.10か月	
		そ の 他 の 増 減 分	1,269	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額	312,886				
	平均給与月額	363,430				
	平均年齢	43歳5月				
令和5年1月1日現在	平均給料月額	296,825				
	平均給与月額	326,543				
	平均年齢	40歳6月				

イ 初任給

(単位：円)

区 分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和5年10月1日	高校卒	154,600				151,900
	短大卒	167,100		167,200	197,000	
	大学卒	185,200	253,600	191,500	213,200	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	14.29	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	28.57	1級			3級			2級			2級		
	3級	3	42.86				2級			1級			1級		
	2級	1	14.29				1級								
	1級														
	計	7	100.00	計			計			計			計		
令和5年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	12.50	3級			5級			4級			4級		
	5級	1	12.50	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	25.00	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級	1	12.50				1級								
	1級	3	37.50												
	計	8	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	7					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	85.71						
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	7					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	85.71						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.200	2.300	4.50	有	
補正前	2.200	2.200	4.40	有	
国の制度	2.200	2.200	4.40	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率(%)	
支給対象職員の比率(%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和4年度までの支出額		令和5年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源
令和5年度 下水道事業 量水器購入	231			令和6年度	231				231
8件（既設定分）	196,438				196,438				196,438
合計	196,669				196,669				196,669

議案第 8 5 号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年南砺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 86 号

南砺市印鑑条例の一部改正について

南砺市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市印鑑条例の一部を改正する条例

南砺市印鑑条例（平成16年南砺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第15条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）を自ら利用することにより、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）において、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 87 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年南砺市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「308,600円」を「309,200円」に改める。

第23条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の100を乗じて得た額)に」の次に「、12月に支給する場合には100分の125(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額に」を加え、同条第3項中「100分の57.5」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と」を加える。

第26条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120)」の次に「、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあっては、100分の125)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の57.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあっては100分の60)」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	

52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				

108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000

	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,400	
	77		477,600	532,200	
	78		478,200	533,100	
	79		478,800	534,000	
	80		479,300	534,900	
	81		479,900	535,700	
	82		480,400	536,600	
	83		480,900	537,500	
	84		481,400	538,400	
	85		481,800	539,200	
	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職 員 区 分	職 務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100

52	231, 800	264, 400	298, 600	327, 300	369, 300	403, 400
53	232, 100	265, 400	299, 900	328, 300	370, 100	403, 700
54	232, 900	266, 500	301, 300	329, 300	370, 900	404, 000
55	233, 500	267, 600	302, 700	330, 300	371, 800	404, 300
56	234, 200	268, 700	304, 000	331, 200	372, 600	404, 600
57	234, 800	269, 400	305, 000	331, 700	373, 100	404, 900
58	235, 400	270, 500	306, 200	332, 600	373, 900	405, 200
59	235, 900	271, 600	307, 400	333, 400	374, 700	405, 500
60	236, 400	272, 500	308, 800	334, 300	375, 500	405, 900
61	237, 000	273, 300	310, 100	335, 000	375, 900	406, 100
62	237, 500	274, 300	311, 300	335, 300	376, 600	406, 400
63	238, 000	275, 200	312, 500	335, 800	377, 300	406, 700
64	238, 600	276, 100	313, 700	336, 400	377, 900	407, 000
65	239, 100	276, 900	315, 000	337, 000	378, 300	407, 200
66	239, 600	277, 900	315, 800	337, 700	378, 900	
67	240, 200	278, 800	316, 500	338, 400	379, 600	
68	240, 700	279, 700	317, 200	339, 000	380, 200	
69	241, 200	280, 600	317, 800	339, 700	380, 600	
70	241, 700	281, 600	318, 500	340, 200	381, 100	
71	242, 100	282, 700	319, 200	340, 800	381, 600	
72	242, 600	283, 700	319, 800	341, 400	382, 100	
73	243, 100	284, 300	320, 400	341, 700	382, 700	
74	243, 600	284, 800	320, 600	342, 300	383, 200	
75	244, 100	285, 300	321, 100	342, 800	383, 800	
76	244, 600	286, 100	321, 600	343, 300	384, 400	
77	244, 900	286, 900	322, 200	343, 800	384, 900	
78	245, 200	287, 500	322, 700	344, 300	385, 400	
79	245, 500	288, 100	323, 200	344, 800	385, 900	
80	245, 700	288, 600	323, 600	345, 200	386, 400	
81	245, 900	289, 100	324, 200	345, 500	386, 700	
82	246, 200	289, 600	324, 700	345, 800	387, 200	
83	246, 500	290, 000	325, 100	346, 200	387, 600	
84	246, 700	290, 300	325, 600	346, 500	388, 000	
85	246, 900	290, 500	326, 100	347, 000	388, 400	
86		290, 700	326, 500	347, 300		
87		290, 900	326, 700	347, 600		
88		291, 100	327, 000	347, 900		
89		291, 500	327, 400	348, 300		
90		291, 700	327, 800	348, 600		
91		291, 900	328, 200	349, 000		
92		292, 100	328, 600	349, 300		
93		292, 500	328, 900	349, 700		
94		292, 700	329, 100	350, 000		
95		292, 900	329, 500	350, 300		
96		293, 200	329, 800	350, 600		
97		293, 500	330, 000	350, 900		
98		293, 700	330, 300	351, 300		
99		293, 900	330, 600	351, 700		
100		294, 200	330, 900	352, 100		
101		294, 500	331, 100	352, 600		
102		294, 700	331, 400	353, 000		
103		294, 900	331, 800	353, 400		
104		295, 200	332, 000	353, 800		
105		295, 500	332, 200	354, 300		
106			332, 400			
107			332, 800			

	108			333,000			
	109			333,200			
	110			333,600			
	111			334,000			
	112			334,400			
	113			334,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職 員 区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	

53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	

110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		
154	306,900			
155	307,100			
156	307,400			
157	307,700			
158	308,000			
159	308,300			
160	308,600			
161	309,000			
162	309,300			
163	309,600			
164	309,900			
165	310,300			
166	310,600			

	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の100を乗じて得た額」に、12月に支給する場合には100分の125（「特定幹部職員」にあつては、100分の105）を「100分の102.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100（特定幹部職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）」を「100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5（特定幹部職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあつては100分の60）」を「100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）」に改める。

（南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第3条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成16年南砺市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第4条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

（南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例（平成16年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改め

る。

第6条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南砺市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000

第9条第2項中「100分の165」との次に、「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第8条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南砺市条例第39号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

(1) 会計年度任用職員行政職1給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200
42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900

52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000

108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 この表は、他の職種の区分に属さない全ての会計年度任用職員に適用する。
ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

(2) 会計年度任用職員行政職2給料表

職務 の級	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円
1	147,100	200,200	219,900
2	148,100	201,200	221,000
3	149,100	202,200	221,900
4	150,100	203,000	222,800
5	151,200	203,700	223,800
6	152,300	205,200	225,100
7	153,400	206,500	226,300
8	154,400	207,600	227,400
9	155,300	208,900	228,700
10	156,400	209,600	230,300
11	157,500	210,400	231,800
12	158,600	211,100	233,000
13	159,500	212,200	234,100
14	160,600	213,100	235,300
15	161,800	214,000	236,500
16	162,900	214,800	237,400
17	164,000	215,700	238,000
18	165,400	216,700	238,400
19	166,700	217,600	238,800
20	167,900	218,500	239,300
21	169,000	219,200	239,800
22	170,200	220,000	241,100
23	171,400	220,800	242,300
24	172,600	221,400	243,200
25	173,700	222,100	244,300
26	175,200	222,600	245,500
27	176,700	223,000	246,700
28	178,200	223,500	247,900
29	179,600	224,100	248,700
30	181,000	225,100	249,800
31	182,500	226,000	251,000
32	184,000	226,600	252,100
33	185,400	227,100	253,200
34	187,100	228,100	254,100
35	188,800	229,100	255,000
36	190,500	230,100	256,000
37	192,200	230,600	257,000
38	193,300	231,700	257,800
39	194,700	232,800	258,600
40	195,800	233,800	259,500
41	196,800	234,500	260,400
42	198,200	235,500	261,300
43	199,400	236,400	262,200
44	200,600	237,200	263,200
45	202,100	238,000	263,800
46	203,100	238,800	264,700
47	204,000	239,500	265,700
48	205,100	240,100	266,600
49	206,200	240,700	267,600
50	207,200	241,600	268,400
51	208,100	242,500	269,200

52	209,100	243,300	269,900
53	210,200	244,200	270,500
54	211,200	245,100	271,300
55	212,100	245,700	272,100
56	213,000	246,400	272,900
57	213,900	247,200	273,500
58	214,500	247,900	274,400
59	215,200	248,600	275,300
60	216,000	249,200	276,200
61	216,800	249,800	277,100
62	217,300	250,600	278,100
63	217,800	251,400	278,900
64	218,300	252,000	279,800
65	218,800	252,600	280,600
66	219,400	253,100	281,400
67	220,000	253,500	282,200
68	220,500	253,900	282,900
69	220,800	254,600	283,500
70	221,100	255,100	284,300
71	221,400	255,500	285,100
72	221,700	255,800	285,800
73	221,900	256,000	286,500
74	222,300	256,300	287,200
75	222,600	256,700	287,900
76	223,000	257,100	288,700
77	223,200	257,400	289,200
78	223,700	257,800	289,700
79	224,000	258,200	290,100
80	224,300	258,600	290,500
81	224,600	258,900	290,900
82	224,900	259,200	291,300
83	225,200	259,500	291,800
84	225,500	259,700	292,300
85	225,800	259,900	292,600
86	226,100	260,100	293,100
87	226,400	260,400	293,700
88	226,700	260,700	294,200
89	227,000	260,900	294,500
90	227,400	261,100	295,000
91	227,700	261,400	295,500
92	228,000	261,600	295,800
93	228,200	261,900	296,200
94	228,500	262,200	296,700
95	228,800	262,500	297,200
96	229,100	262,700	297,700
97	229,300	262,900	298,000
98	229,600	263,200	298,400
99	229,800	263,400	298,900
100	230,100	263,700	299,400
101	230,400	264,000	299,800
102	230,600	264,200	300,200
103	230,900	264,500	300,500
104	231,200	264,800	300,800
105	231,500	265,000	301,100
106	232,000	265,200	301,500
107	232,300	265,500	301,900

108	232,600	265,700	302,300
109	232,800	266,000	302,600
110	233,200	266,300	303,000
111	233,600	266,600	303,400
112	233,900	266,800	303,700
113	234,100	267,000	303,900
114	234,600	267,300	304,200
115	235,100	267,500	304,500
116	235,600	267,700	304,700
117	235,900	268,000	304,900
118	236,300	268,300	305,200
119	236,700	268,600	305,500
120	237,000	268,900	305,700
121	237,400	269,100	305,900
122		269,300	306,200
123		269,600	306,500
124		269,900	306,700
125		270,100	306,900
126		270,300	307,200
127		270,600	307,500
128		270,900	307,700
129		271,100	307,900
130		271,300	308,200
131		271,600	308,500
132		271,900	308,700
133		272,100	308,900
134		272,300	
135		272,600	
136		272,900	
137		273,100	

備考 この表は、会計年度任用職員の事務補助員、ホームヘルパー、介護支援専門員その他市長が定める職員に適用する。

別表第3（第4条関係）
 （3）会計年度任用職員医療職給料表
 ア 医療職給料表（1）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	264,700	346,600
2	267,200	349,600
3	269,600	352,400
4	272,000	355,300
5	274,100	357,800
6	277,600	360,800
7	281,100	363,800
8	284,500	366,600
9	288,100	368,700
10	291,600	371,200
11	295,200	373,900
12	298,700	376,400
13	302,200	379,100
14	306,100	382,500
15	310,000	385,500
16	313,600	388,800
17	317,200	391,800
18	320,700	394,400
19	324,200	396,800
20	327,700	399,300
21	331,300	401,900
22	335,000	403,900
23	338,400	405,500
24	341,700	407,100
25	345,000	408,800
26	347,500	411,000
27	350,000	413,100
28	352,300	415,100
29	354,400	417,200
30	356,100	419,300
31	357,800	420,900
32	359,600	422,600
33	361,500	424,500
34	363,700	426,000
35	365,800	427,800
36	367,800	429,600
37	369,700	431,500
38	371,900	433,500
39	374,000	435,300
40	376,000	437,200
41	378,000	439,000
42	378,700	440,700
43	379,300	442,400
44	380,000	444,200
45	380,900	446,000
46	382,200	447,800
47	383,500	449,500
48	384,800	451,200
49	385,600	452,800
50	386,400	454,500

51	387,200	456,200
52	387,700	457,900
53	388,500	459,800
54	389,300	461,000
55	390,000	462,200
56	390,700	463,400
57	391,400	464,400
58	392,300	465,400
59	393,000	466,300
60	393,600	467,100
61	394,100	467,900
62	394,600	468,600
63	395,000	469,300
64	395,400	469,900
65	395,700	470,600
66		471,300
67		471,900
68		472,500
69		472,800
70		473,400
71		474,100
72		474,800
73		475,200
74		475,800
75		476,500
76		477,200
77		477,600
78		478,200
79		478,800
80		479,300
81		479,900
82		480,400
83		480,900
84		481,400
85		481,800
86		482,400
87		482,800
88		483,300
89		483,800
90		484,400
91		485,000
92		485,400
93		485,900
94		486,500
95		487,100
96		487,600
97		488,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職務 の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	167,200	202,800	236,100
2	168,600	204,400	237,400
3	170,000	205,900	238,700
4	171,400	207,300	239,900
5	172,700	208,800	241,100
6	174,500	210,000	242,300
7	176,200	211,200	243,400
8	177,800	212,400	244,500
9	179,400	213,800	245,400
10	181,100	215,300	246,500
11	182,700	216,800	247,800
12	184,600	218,300	248,900
13	186,000	219,700	250,200
14	187,800	221,200	251,400
15	189,800	222,700	252,600
16	191,600	224,200	253,800
17	193,500	225,500	254,600
18	194,700	226,800	255,800
19	196,200	228,200	256,900
20	197,600	229,500	258,000
21	198,800	230,600	259,200
22	200,300	231,700	260,000
23	201,700	232,800	260,800
24	203,000	233,900	261,600
25	204,600	235,000	262,500
26	205,600	236,200	263,500
27	206,700	237,400	264,500
28	207,800	238,500	265,500
29	209,000	239,500	266,700
30	210,100	240,800	268,200
31	211,200	242,200	269,700
32	212,300	243,400	271,000
33	213,700	244,400	272,200
34	215,000	245,700	273,800
35	216,300	246,600	275,300
36	217,500	247,800	276,800
37	218,500	249,000	278,100
38	219,500	250,100	279,500
39	220,500	251,100	280,800
40	221,500	252,100	282,100
41	222,400	253,000	283,200
42	223,200	253,800	284,600
43	224,000	254,600	286,000
44	224,900	255,400	287,300
45	225,800	256,200	288,600
46	226,700	257,400	290,200
47	227,600	258,600	291,700
48	228,500	259,700	293,100
49	229,200	261,000	294,300
50	230,100	262,300	295,800
51	231,000	263,400	297,100

52	231,800	264,400	298,600
53	232,100	265,400	299,900
54	232,900	266,500	301,300
55	233,500	267,600	302,700
56	234,200	268,700	304,000
57	234,800	269,400	305,000
58	235,400	270,500	306,200
59	235,900	271,600	307,400
60	236,400	272,500	308,800
61	237,000	273,300	310,100
62	237,500	274,300	311,300
63	238,000	275,200	312,500
64	238,600	276,100	313,700
65	239,100	276,900	315,000
66	239,600	277,900	315,800
67	240,200	278,800	316,500
68	240,700	279,700	317,200
69	241,200	280,600	317,800
70	241,700	281,600	318,500
71	242,100	282,700	319,200
72	242,600	283,700	319,800
73	243,100	284,300	320,400
74	243,600	284,800	320,600
75	244,100	285,300	321,100
76	244,600	286,100	321,600
77	244,900	286,900	322,200
78	245,200	287,500	322,700
79	245,500	288,100	323,200
80	245,700	288,600	323,600
81	245,900	289,100	324,200
82	246,200	289,600	324,700
83	246,500	290,000	325,100
84	246,700	290,300	325,600
85	246,900	290,500	326,100
86		290,700	326,500
87		290,900	326,700
88		291,100	327,000
89		291,500	327,400
90		291,700	327,800
91		291,900	328,200
92		292,100	328,600
93		292,500	328,900
94		292,700	329,100
95		292,900	329,500
96		293,200	329,800
97		293,500	330,000
98		293,700	330,300
99		293,900	330,600
100		294,200	330,900
101		294,500	331,100
102		294,700	331,400
103		294,900	331,800
104		295,200	332,000
105		295,500	332,200
106			332,400
107			332,800

108		333,000
109		333,200
110		333,600
111		334,000
112		334,400
113		334,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師その他の医療技術職員等に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	211,000
2	184,900	212,900
3	186,400	214,900
4	187,800	216,800
5	189,300	218,800
6	190,800	220,600
7	192,300	222,400
8	193,800	224,100
9	195,000	225,800
10	196,700	227,200
11	198,300	228,500
12	199,800	229,400
13	201,200	230,800
14	203,200	231,800
15	205,300	232,800
16	207,300	233,700
17	209,300	234,800
18	211,300	236,200
19	213,400	237,600
20	215,400	238,700
21	217,300	239,800
22	219,000	241,400
23	220,700	243,100
24	222,400	244,500
25	223,700	245,700
26	225,000	247,000
27	226,100	248,400
28	227,100	249,700
29	228,200	251,100
30	229,000	252,100
31	229,800	252,900
32	230,500	253,600
33	231,600	254,400
34	232,800	255,300
35	233,900	256,200
36	234,900	256,900
37	235,900	257,600
38	237,200	258,500
39	238,500	259,400
40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900

53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600
99	287,400	319,200
100	288,300	319,800
101	289,100	320,200
102	289,900	320,800
103	290,700	321,400
104	291,500	321,900
105	292,100	322,300
106	292,600	322,800
107	293,100	323,300
108	293,500	323,800
109	293,700	324,200

110	294,000	324,600
111	294,200	324,900
112	294,500	325,200
113	294,800	325,500
114	295,000	325,900
115	295,300	326,300
116	295,500	326,600
117	295,800	326,800
118	296,100	327,100
119	296,400	327,500
120	296,700	327,700
121	297,000	327,900
122	297,400	328,200
123	297,700	328,500
124	298,100	328,800
125	298,300	329,000
126	298,500	329,300
127	298,800	329,700
128	299,200	329,900
129	299,400	330,100
130	299,700	330,300
131	300,100	330,700
132	300,500	330,900
133	300,700	331,200
134	301,000	331,600
135	301,400	332,000
136	301,700	332,400
137	301,900	332,700
138	302,200	333,100
139	302,600	333,500
140	302,900	333,900
141	303,100	334,200
142	303,500	334,600
143	303,900	334,900
144	304,200	335,300
145	304,400	335,600
146	304,600	336,000
147	304,900	336,400
148	305,300	336,800
149	305,500	337,100
150	305,700	337,500
151	306,000	337,900
152	306,300	338,300
153	306,700	338,600
154	306,900	
155	307,100	
156	307,400	
157	307,700	
158	308,000	
159	308,300	
160	308,600	
161	309,000	
162	309,300	
163	309,600	
164	309,900	
165	310,300	
166	310,600	

167	310,900
168	311,200
169	311,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の医療職員等に適用する。

第10条 南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第25条の見出し中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、同条第3項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附則第3項及び第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(南砺市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第11条 南砺市職員の育児休業等に関する条例(平成16年南砺市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

(南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 南砺市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年南砺市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号及び第2号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第11条及び第12条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南砺市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)の第8条の2第1項並びに別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の第7条第1項の規定並びに第9条の規定による改正後の南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の附則及び別表第1から別表第3までの規定は、令和5年4月1日から、改正後の一般

職給与条例の第23条第2項及び第3項並びに第26条第2項各号の規定、第3条の規定による改正後の南砺市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の南砺市議会の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定並びに改正後の任期付職員条例の第9条第2項の規定は令和5年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の一般職給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職給与条例、第3条の規定による改正前の特別職給与条例、第5条の規定による改正前の議員報酬条例、第7条の規定による改正前の任期付職員条例又は第9条の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の一般職給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 88 号

南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ（ア）中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ（イ）中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中

「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「「の同号」とあるのは「の同項第1号」」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」」に改める。

第37条第1項中「第27条」を「第28条」に、「同省令第27条」を「同令第31条」に、「同省令第27条」を「同令第33条」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を「南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南砺市条例第42号）」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第26条から第33条まで」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同号又は同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条

第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 30 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年南砺市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれ

と同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第90号

南砺市たいらスキー場施設条例の一部改正について

南砺市たいらスキー場施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市たいらスキー場施設条例の一部を改正する条例

南砺市たいらスキー場施設条例（平成16年南砺市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

南砺市たいらスキー場 クロスカン トリー場	クロスカントリーコース	南砺市小来栖417番地外
	クロスカントリーコース管理棟	南砺市小来栖456番地
	クラブハウス	南砺市小来栖456番地
	スノーモービル格納庫	南砺市小来栖456番地
	圧雪車格納庫	南砺市小来栖456番地

」を

「

南砺市たいらスキー場 クロスカン トリー場	クロスカントリーコース	南砺市小来栖417番地外
	芝生広場	南砺市小来栖423番地1外
	クロスカントリーコース管理棟	南砺市小来栖456番地
	クラブハウス	南砺市小来栖456番地
	スノーモービル格納庫	南砺市小来栖456番地
	圧雪車格納庫	南砺市小来栖456番地

」に、

改める。

別表中

「

(1) たいらスキー場クロスカントリー場

区分	1日券（1人）	シーズン券
大人	550円	5,500円
高校生以下	430円	4,400円
団体規定	20人以上の団体で一括購入するときは、合計金額から1割を引いた金額	本人であることを証明する顔写真を貼付するものとする。

区分	利用料金	備考
大会	55,000円	クロスカントリー場を占用して利用する際に適用する。

」を

「

(1) たいらスキー場クロスカントリー場

クロスカントリーコース

区分	1日券(1人) (4月～1月)	1日券(1人) (12月～3月)	シーズン券 (4月～1月)	シーズン券 (12月～3月)	1年券
大人	550円	770円	6,000円	8,000円	14,000円
高校生以下	430円	550円	4,000円	6,000円	10,000円
団体規定	20人以上の団体で一括購入するときは、合計金額から1割を引いた金額	20人以上の団体で一括購入するときは、合計金額から1割を引いた金額			

備考 シーズン券及び1年券は、本人であることを証明する顔写真を貼付するものとする。

区分	1日当たりの利用料金		備考
	4月から11月まで	12月から3月まで	
大会	55,000円	231,000円	クロスカントリー場を占有して利用する際に適用する。

芝生広場

区分	利用料金			備考
	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	全日	
全面	5,500円	5,500円	11,000円	4月から11月までの間に、利用する際に適用する。
半面	2,750円	2,750円	5,500円	

」に、

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南砺市たいらスキー場施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用等に係る利用料金等について適用し、同日前の利用等については、なお従前の例による。

議案第91号

南砺市温泉施設条例の一部改正について

南砺市温泉施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市温泉施設条例の一部を改正する条例

南砺市温泉施設条例（平成16年条例第226号）の一部を次のように改正する。

別表第2の（1）の表を次のように改める。

（1）南砺市ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」

区分	利用料金	摘要
温泉施設	大人 1人につき1,000円	
	小中学生（義務教育学校の児童及び生徒を含む。以下同じ。） 1人につき500円	

別表第2の（2）の表を次のように改める。

（2）南砺市くろば温泉

区分	利用料金	摘要
温泉施設	大人 1人につき1,000円	
	小中学生 1人につき500円	

別表第2の（3）の表中

「

宿泊施設	66,000円	1泊1室
温泉施設	大人 1人につき620円	
	小中学生 1人につき310円	

」を

「

宿泊施設	66,000円	1泊1室
温泉施設	大人 1人につき1,000円	
	小中学生 1人につき500円	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南砺市温泉施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第92号

南砺市井口体験交流センター条例の一部改正について

南砺市井口体験交流センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市井口体験交流センター条例の一部を改正する条例

南砺市井口体験交流センター条例（平成16年条例第227号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第11条関係）

利用料金

利用料金	摘要
大人 1人につき1,000円	
小中学生（義務教育学校の児童及び生徒を含む。） 1人につき500円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南砺市井口体験交流センター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第93号

南砺市デイサービスセンター（井口デイサービスセンター）の指定管理者
の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 井口デイサービスセンター 所在地 南砺市蛇喰1010番地
指 定 管 理 者	名 称 株式会社天正 所在地 石川県野々市市柳町36番2 代表者 代表取締役 中村 太治
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第94号

南砺市上平高齢者コミュニティセンター「ことぶき館」の指定管理者
の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市上平高齢者コミュニティセンター 「ことぶき館」 所在地 南砺市上平細島1110番地
指 定 管 理 者	名 称 上平観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市西赤尾町1767番地 代表者 代表取締役 安達 行成
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第95号

南砺市農林漁業体験実習館施設（南砺市たいらスキー場「ロジ峰」）
等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市たいらスキー場「ロジ峰」 所在地 南砺市梨谷313番地6
	名 称 南砺市索道施設（たいら） 所在地 南砺市梨谷字蛇原338番外
	名 称 南砺市たいらスキー場 所在地 南砺市梨谷字蛇原295番地外
指 定 管 理 者	名 称 株式会社長田組 所在地 富山県南砺市大島104番地 代表者 代表取締役 長田 一政
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第96号

南砺市福光会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福光会館 所在地 南砺市福光7336番地4及び 7336番地5
指 定 管 理 者	名 称 ふくみつ光房株式会社 所在地 富山県南砺市福光7336番地4 代表者 代表取締役 久惠 龍三
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第97号

南砺市桂湖レクリエーション施設（広場緑地等利用施設 休憩所等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 広場緑地等利用施設 休憩所 所在地 南砺市桂字開津319番地1
	名 称 広場緑地等利用施設 コテージ 所在地 南砺市桂字山開津15番地3
	名 称 艇庫 所在地 南砺市桂字大沼1番地40
	名 称 ビジターセンター 所在地 南砺市桂字大沼1番地40
	名 称 オートキャンプサイト 所在地 南砺市桂字開津110番地外
	名 称 シャワー・トイレ棟 所在地 南砺市桂字開津111番地
指 定 管 理 者	名 称 上平観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市西赤尾町1767番地 代表者 代表取締役 安達 行成
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第98号

南砺市たいらスキー場施設（南砺市たいらスキー場クロスカントリー場）
の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指
定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市たいらスキー場クロスカントリー場 所在地 南砺市小来栖417番地外
指 定 管 理 者	名 称 株式会社長田組 所在地 富山県南砺市大島104番地 代表者 代表取締役 長田 一政
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第99号

南砺市温泉施設（南砺市くろば温泉）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市くろば温泉 所在地 南砺市上平細島字下巡1098番地
指 定 管 理 者	名 称 上平観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市西赤尾町1767番地 代表者 代表取締役 安達 行成
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年11月30日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
7	令和5年8月29日に南砺市荒木地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 240,581円	令和5年 9月25日
8	令和5年7月21日に南砺市福野地内で発生した車両の破損事故	南砺市在住1名	市が支払う額 80,179円	令和5年 10月11日
9	令和5年8月29日に南砺市利賀村上島地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住1名	市が支払う額 274,780円	令和5年 10月30日
10	令和5年4月29日に砺波市宮沢町地内で発生した市有自動車の交通事故	愛知県名古屋市 在住1名	市が支払う額 933,818円	令和5年 11月6日
11	令和5年6月17日に砺波市深江地内で発生した市有自動車の交通事故	砺波市在住1名	市が支払う額 113,300円	令和5年 11月13日
12	令和5年9月29日に南砺市高儀地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住1名	市が支払う額 198,000円	令和5年 11月17日